

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月26日
【事業年度】	第10期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社F P G
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03（5288）5656（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03（5288）5691（代）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第6期 平成19年9月	第7期 平成20年9月	第8期 平成21年9月	第9期 平成22年9月	第10期 平成23年9月
売上高 (千円)	449,620	902,907	856,919	1,621,937	1,992,470
経常利益 (千円)	229,336	435,022	242,516	773,547	967,991
当期純利益 (千円)	125,611	231,979	99,968	444,674	557,459
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	50,000	50,000	66,800	332,905	334,105
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,056	1,231,300	2,470,600
純資産額 (千円)	231,292	463,271	586,840	1,553,165	1,958,833
総資産額 (千円)	709,784	1,881,938	1,539,366	2,366,858	6,589,604
1株当たり純資産額 (円)	231,292.85	463,271.88	555,719.96	1,261.40	792.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	10,000.00 (-)	10,000.00 (-)	125.00 (-)	70.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	153,544.00	231,979.03	99,953.06	416.95	226.37
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	387.38	215.14
自己資本比率 (%)	32.6	24.6	38.1	65.6	29.7
自己資本利益率 (%)	76.8	66.8	19.0	41.6	31.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	6.5	8.5
配当性向 (%)	-	4.3	10.0	30.0	30.9
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	666,807	676,109	11,326	1,679,449
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	39,727	110,682	51,134	71,415
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	665,468	280,690	207,461	3,493,442
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	458,046	731,718	482,956	2,226,322
従業員数 (人)	-	9	20	27	33

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第6期から第8期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

6. 第6期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であります。
8. 第6期の従業員数について、就業人員は役員のみであり、記載すべき従業員はおりません。
9. 第7期から第10期において、業容拡大により、人材を積極的に採用したことから、従業員数が大幅に増加しております。
10. 第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については監査を受けておりません。
11. 当社は、平成21年12月26日付で株式1株につき1,000株の株式分割を、また平成23年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これらの株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
1株当たり純資産額 (円)	115.65	231.64	277.86	630.70	792.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	62.50 (-)	70.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	76.77	115.99	49.98	208.48	226.37
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	193.69	215.14

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	東京都世田谷区において有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループとして設立。主にリース事業に係る匿名組合契約に関し顧客紹介等アドバイザーサービスを行う。
平成14年10月	有限会社エフ・ピー・ジーに商号変更し、東京都千代田区平河町に本社を移転
平成14年11月	有限会社F P Gに商号変更
平成14年11月	有限会社F P Gリアル・エステート（100%子会社）を設立。不動産仲介業を行う。
平成16年2月	株式会社F P Gに組織変更及び商号変更
平成16年8月	リース事業に係る匿名組合契約上の権利の売買及び私募の取扱いを開始 （海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始）
平成17年1月	有限会社F P Gリアル・エステートを株式会社F P Gリアル・エステートに組織変更
平成17年1月	東京都千代田区丸の内へ本社を移転
平成19年9月	株式会社F P Gリアル・エステートを解散
平成20年5月	第二種金融商品取引業者の登録完了（注）登録番号 関東財務局長（金商）第1832号
平成20年7月	大阪府中央区に大阪営業部を開設
平成21年5月	大阪営業部を大阪支店とする。
平成21年6月	福岡営業所を開設
平成21年7月	船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成21年10月	名古屋支店を開設
平成22年4月	銀行代理業者の許可取得 許可番号 関東財務局長（銀代）第114号
平成22年8月	保険仲立人の登録完了 登録番号 関東財務局長 第55号
平成22年9月	銀行代理業の業務開始
平成22年9月	大阪証券取引所JASDAQ市場（現JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成22年10月	M & A 仲介業の業務開始
平成22年11月	保険仲立人業の業務開始
平成23年4月	航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成23年5月	金融商品仲介業の登録完了 登録番号 関東財務局長（金仲）第543号
平成23年7月	金融商品仲介業の業務開始

なお、当社株式は、平成23年10月3日に東京証券取引所市場第二部へ上場いたしました。また平成23年12月7日付で、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場廃止申請を行い、平成24年1月22日に上場廃止となる予定です。

（注）金融商品取引法の施行により、匿名組合契約に基づく権利が同法の有価証券とみなされることになったことに伴い、当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いが、第二種金融商品取引業に該当することになったため、第二種金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受けたものです。

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社（株式会社F P G）及び子会社94社から構成されており、タックス・リース・アレンジメント事業を中心に、その他の事業（保険仲立人業、M & A 仲介業等）を行っております。子会社94社は、すべてタックス・リース・アレンジメント事業を遂行するために保有・運営しております。なお当社の子会社はすべて連結対象とはしていません。詳細は、「4 関係会社の状況」をご参照ください。

当社の事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、単一セグメントとしております。以下は、事業セグメント別ではなく、提供するサービスで区別した事業別に記載しております。

[1] タックス・リース・アレンジメント事業について

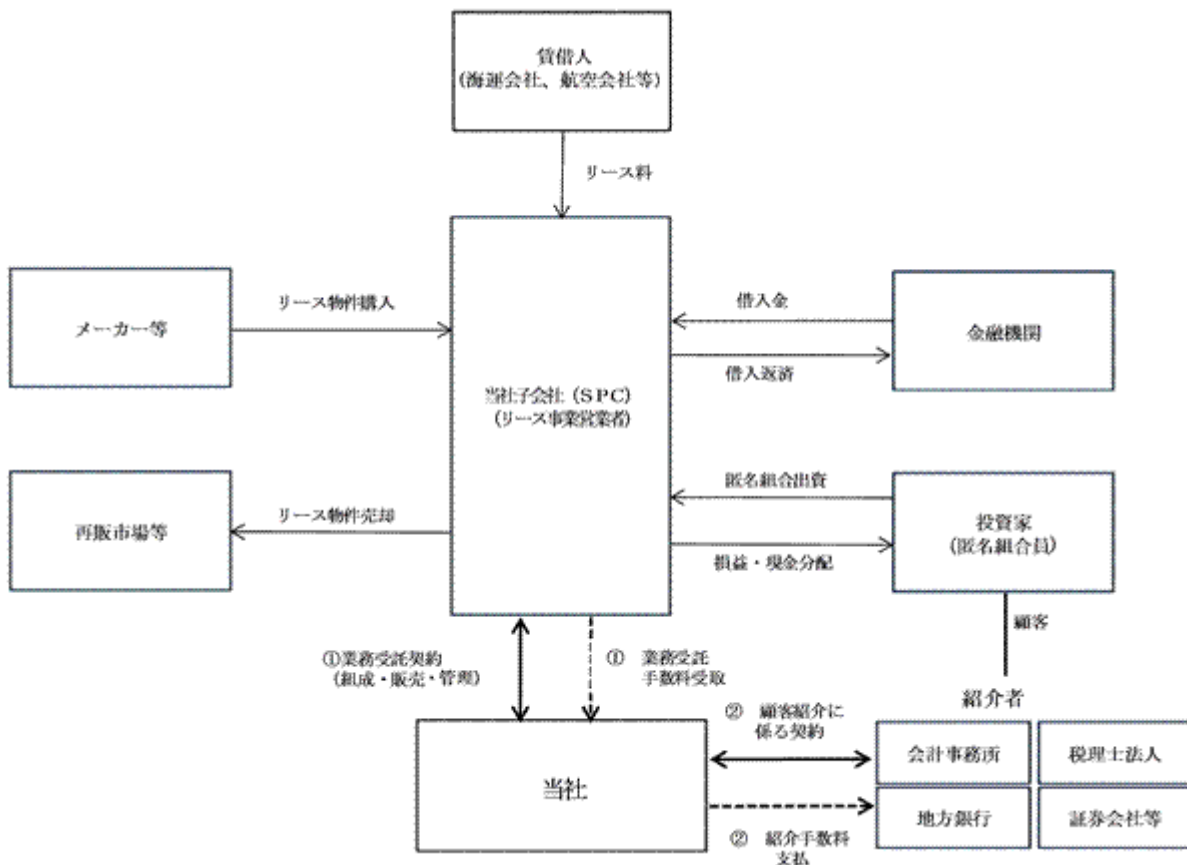
(1) タックス・リース・アレンジメント事業の内容

当該タックス・リース・アレンジメント事業では、当社が、海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機を対象とし、主に投資家が税の繰り延べ効果を受取できるオペレーティング・リース事業（注1）をアレンジメントしており、当社の子会社（いわゆるSPC（注2）と呼ばれる法人、以下「当社子会社（SPC）」という。）がリース事業営業者となって、当該リース事業を遂行します。

当社は、当社子会社（SPC）から、組成、販売、管理といったオペレーティング・リース事業運営に必要な一連の業務を受託することで、手数料を得ております。

事業系統図で示すと以下のとおりです。なお、以下は、当社のタックス・リース・アレンジメント事業の大部分を占める匿名組合方式を前提に記載しております。

- (注1) 本書における「オペレーティング・リース事業」とは、主に以下の要素を持つ一連の仕組みを指し、一般に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。詳細は(2)一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご覧ください。
- ・当社子会社（SPC）が、投資家との間で匿名組合契約を締結し、出資を受け入れ、また金融機関から資金調達を行う。
 - ・調達した資金により海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機といった物件を取得し、オペレーティング・リースにより賃貸を行う。
 - ・投資家が、当該事業の損益を、投資家自身の決算に取り込むことで、課税の繰り延べ効果を受取できる。また、リース物件売却によるキャピタルゲインも享受できる。
- (注2) SPCとは、特別目的会社のことをいい、英語の（Special Purpose Company）の略であります。一般には、株式、債券の発行等の特別な目的のために作られた会社のことであります。当社では、オペレーティング・リース事業を行うに際して、当該事業の損益及び収支等を明確にするために、個別案件ごとにSPCを利用しております。



(注) 投資家は、匿名組合出資を行うことで、「匿名組合契約に基づく権利」を取得します。当該「匿名組合契約に基づく権利」は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当します。

当社は、当社子会社（SPC）から、組成、販売、管理のリース事業の運営に必要な全ての業務を受託し、当社が代わりに業務を行うことで、当社子会社（SPC）から、手数料を得ております。当社子会社（SPC）は、匿名組合の出資総額及びリース料から、当該手数料を支払います。

当社は、全国の会計事務所・税理士法人・地方銀行・証券会社等と顧客紹介に係る契約を締結し、その顧客（投資家）を紹介して頂きます。当社は、投資家に対して直接、商品説明を行い、成約に至った場合には、紹介者に紹介手数料を支払っております。

なお、オペレーティング・リース事業の仕組みについては、(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご参照下さい。

当社がタックス・リース・アレンジメント事業を行うに際しての業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。

当社は、以下の一連の業務を、組成、販売、管理の各業務に区分したうえで、その各業務に対応した手数料を、当社子会社（SPC）から得ております。当社では、組成に関しては、アレンジメント・フィー、販売に関しては、販売手数料、管理に関しては、管理料として各々売上に計上しております。

業務の流れ	業務の説明	売上
1. 案件受注（組成）	入札、または個別交渉の結果、航空会社、海運会社等の賃借人から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。	
2. 案件組成（組成）	賃借人が要求するリース条件、金融機関からの借入条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案し、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を組成します。	アレンジメント・フィー
3. 私募の取扱い（販売）	リース開始日以前は、投資家に対して当社子会社（SPC）の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行います。この勧誘行為は、金融商品取引法上、有価証券の私募の取扱いに該当します。	販売手数料
4. リース開始（組成）	リース契約に基づき、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業が開始されます。	
5. 地位譲渡（販売）	リース開始日以後、当社子会社（SPC）に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、投資家に対して、当社が取得した当該権利の地位譲渡を行います（注）。この譲渡行為は、金融商品取引法上の有価証券の売買に該当します。	販売手数料
6. 案件管理（管理）	オペレーティング・リース事業の運営に係る匿名組合契約に基づく報告、当社子会社（SPC）の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を行います。	管理料
7. リース満了（組成）	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配します。	

（注）リース開始日時点で、当社子会社（SPC）に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に一時的に立替取得を行います。当該立替取得した額は、投資家に地位譲渡するまで、貸借対照表上の「商品出資金」に計上しております。

各手数料の内容は以下のとおりです。

売上区分	内容	売上計上時期	手数料の決定方法
アレンジメント・フィー	案件組成に対する手数料	「3. 私募の取扱い」の場合 当社子会社（SPC）が、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、リースを開始した時点（注）	オペレーティング・リース事業の組成に際して、賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にして決定
販売手数料	投資家に対して匿名組合契約に基づく権利を販売することで得られる手数料	「5. 地位譲渡」の場合 当社が、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結し、投資家から譲渡代金の入金があった時点（注）	
管理料	管理業務を行うことによる手数料	管理期間に対応した額を売上計上	

なお、各手数料について、当社は、主にオペレーティング・リース事業のリース開始時に、当社子会社（SPC）から収受しますが、については、当社では売上計上時期まで、前受金に計上しております（についてはリース開始時に売上計上します）。

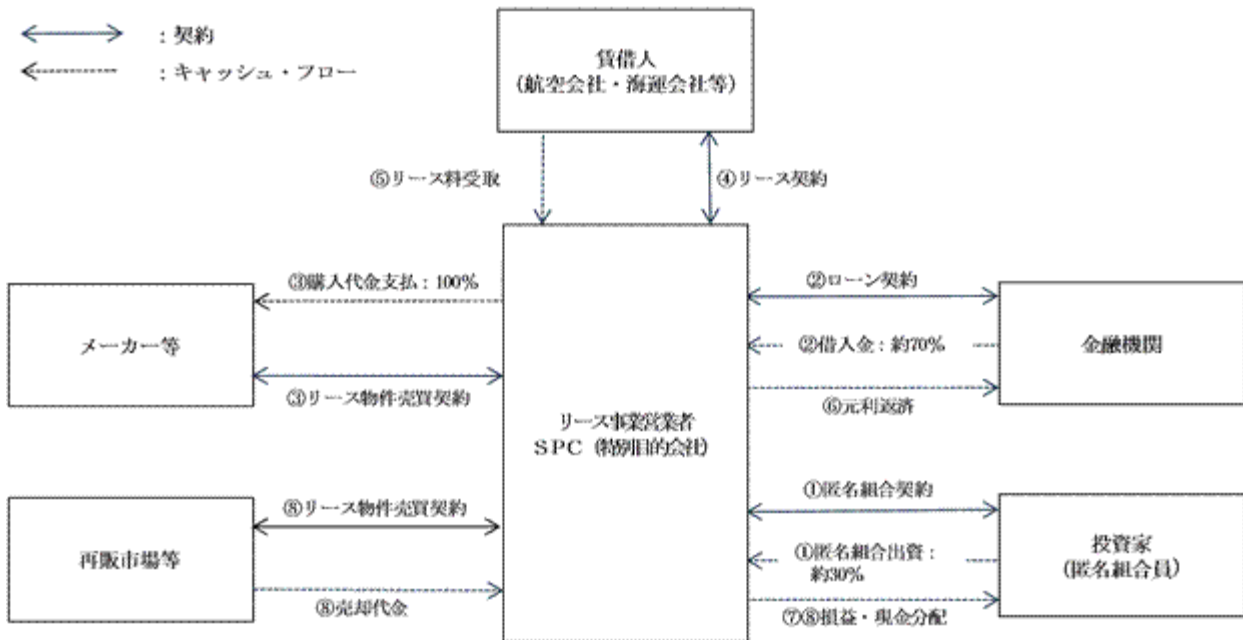
（注）原則的な方針を示しており、案件の契約条件によっては、異なる方法を採用する場合があります。

匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社が行う販売行

為は、金融商品取引法上の有価証券の私募の取扱い及び有価証券の売買に該当します。そのため、当社は、第二種金融商品取引業者の登録を行い、各種規制を遵守するための体制を整備・運用しております。

(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）

オペレーティング・リース事業とは、投資家が海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機等のリース事業に出資し、リース期間中の事業損益の取り込みを行うことで、税の繰り延べ効果を受るとともに、リース期間満了時にリース物件を売却して、キャピタル・ゲインを追求する一連の取引を指します。



投資家は、案件ごとに設立されるリース事業業者（以下業者という）と匿名組合契約（注1）を締結し、船舶等のリース物件価格の約30%（注2）を出資します。

業者は、リース物件価格の約70%（注2）を業者（組合員含む）に遡及しないノンリコースローン契約（注3）で金融機関から借入れます。

業者は、投資家からの出資金と金融機関からの借入金をあわせ、メーカー等からリース物件を購入します。

業者は、直ちに、リース物件を賃借人にリース（注4）し、リース事業を開始します。

賃借人は、リース契約に基づいて、定期的にリース料を業者に支払います。

業者は、リース料収入により、借入金の元本と利息を金融機関に返済します。

業者は、定期的に匿名組合事業の決算を行い、事業の損益を出資割合に応じて投資家に分配します。

リース期間終了後、業者はリース物件を市場等で売却し、売却代金から、ノンリコースローンの返済後の残余額を出資割合に応じて投資家に分配します。

（注1）匿名組合契約とは、商法第535条乃至第542条に規定されており、匿名組合員が業者の行う事業のために出資をなし、その営業により生ずる損益を分配することを約する契約です。そのため、匿名組合事業から発生する損益は、全て匿名組合員に帰属します。

（注2）案件によって、比率は異なります。

（注3）ノンリコースローン契約とは、返済原資を借入人（業者）が保有する特定の資産から生ずる将来のキャッシュ・フロー（リース料や資産の売却代金含む。）に限定し、借入人の他の資産に遡及させないローン契約をいいます。

（注4）リースは、オペレーティング・リースによります。

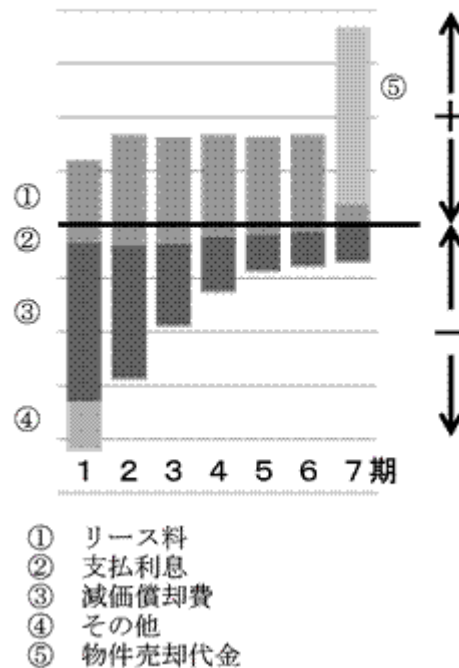
賃借人は、調達コストの低減、費用の平準化、資金調達能力の向上（注）、オフバランスなどを目的としてオペレーティング・リースを活用します。

（注）オペレーティング・リース事業の場合、物件の調達資金のうち、30%前後は、利息負担が少ない投資家からの拠出金によるため、賃借人が、自ら物件を購入する場合に比べ、金融機関からの資金調達額を少なくすることが可能となり、利息負担や、金融機関の与信枠の使用を少なくすることが可能となります。

オペレーティング・リース事業では、営業者の損益は、リース期間前半には、定率法を選択することにより、減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあり、一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向があることから、営業者にとって税の繰り延べ効果が発生します。投資家は、匿名組合契約に基づき、出資割合に応じた事業損益の分配を受けることで、この税の繰り延べ効果を享受することが可能となります。

以下に、参考として、当社子会社（SPC）で平成22年6月にリースを開始した海上輸送用コンテナを対象とした株式会社CLIP第35号のリース開始時点での予想に基づく、各構成要素及び事業損益を記載しております。なお、第1期は約9か月決算、第7期は約3か月決算であるため、各構成要素の発生額も、その期間に対応した額となっております。

<オペレーティング・リース事業の
損益の構成要素（予想）>



（注）上記の物件売却代金は、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合、上記のような収入が得られない可能性があります。

- （ ）営業者は、リース期間中、賃借人から定額のリース料を受け取ります。（上図）
- （ ）借入金の支払利息は、返済方法が元利均等払いのため、リース期間初期においては金利支払いが多く、返済が進むにしたがって、金利支払い額は遞減します。（上図）
- （ ）リース物件に係る減価償却費は、定率法を選択することにより、リース期間初期に減価償却費が大きく、後になるにしたがって小さくなります。なお、上図の7期には、リース物件売却時の未償却残高を含めております。（上図）
- （ ）その他、営業者には、初年度にアレンジメント・フィー等の初期費用が発生します。また、管理料等の諸費用も発生します。（上図）
- （ ）リース期間終了後はリース物件を売却し、物件売却代金を受け取ります。（上図）

以下のように、オペレーティング・リースの構成要素から算出された事業損益が、投資家に分配されます。

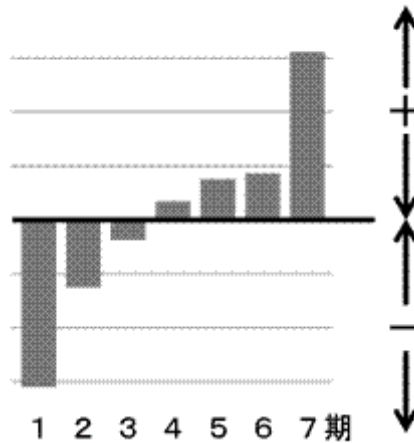
収益 = リース料 + 物件売却代金

費用 = 減価償却費（物件売却簿価含む） + 支払利息 + その他

事業損益 = 収益 - 費用

(株)C L I P 第35号の事業損益の予想は以下のとおりです。

<各期の事業損益（予想）>



(注) 第7期の事業損益は、オペレーティング・リース事業の損益の構成要素である物件売却代金について、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合には、上記の事業損益は変動する可能性があります。

「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素（予想）」図のリース料及び物件売却代金から支払利息、減価償却費、その他を差し引いた額が営業者の事業損益となります。通算すると、「各期の事業損益（予想）」図のようにリース期間の前半に損失、後半に利益が発生する事業となります。投資家は出資割合に応じこの事業損益の分配を受けることで税の繰り延べ効果を楽しむことが可能となります。

なお、(株)C L I P 第35号は、リース期間は約6年間としておりますが、当社が取り扱う平成23年9月30日現在でリース事業が継続している案件のうち、海上用輸送コンテナは4年間から9年間、船舶は約5年11カ月間から約8年11カ月間、航空機は、約11年8カ月間であります。

(注) 購入選択権の行使等により、上記期間満了前に終了する場合があります。

上記の「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素（予想）」図及び「各期の事業損益（予想）」図に記載している各項目並びに説明は、オペレーティング・リース事業の仕組みに対するイメージを把握して頂くために記載しているものであり、実際に出資した場合の損益・効果を確約するものではありません。また、外貨建て取引の場合は、為替レートの変動の影響を受けることもあります。

<オペレーティング・リース事業のリスクについて>

オペレーティング・リース事業に投資家が出資するに当たっては以下のとおり、様々なリスクがあります。当社では、金融商品取引法及び金融商品販売法に従い、投資家に対して適切に説明を行っております。

賃借人の倒産

賃借人が倒産などにより債務不履行に陥った場合、リースは中途解約となり、リース物件を売却するか、新たな賃借人を探すこととなります。営業者及び金融機関との協議の結果次第では、リース契約上の権利行使及びリース物件の回収処分を金融機関に委ねる可能性があります。この場合、匿名組合事業に投資した元本（以下「投資元本」という）が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

営業者である当社子会社（SPC）または当社の倒産

営業者である当社子会社（SPC）または当社が倒産した場合、賃借人に低額の買取選択権が発生します。この権利が行使された場合、投資元本が毀損する可能性があります。

残存価格リスク

リース物件を再販市場で売却する場合、当初想定した価格で売却できない可能性があり、投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。その他、予期せぬ事由によりリースが途中で終了する場合、リース物件を売却することとなりますが、その際の売却価格によっては投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

為替リスク

一般的に航空機、船舶及び海上輸送用コンテナ等のリース物件売却価格は米ドル等の外貨建てになります。これらを円貨に換算する場合に為替変動の影響を受け、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。すなわち、為替の状況によっては、投資元本が毀損する可能性があります。

リース物件の滅失

リース物件が事故等により使用不能あるいは修復不可能な損害を被った場合、リース契約は早期に解約となり、賃借人が規定損害金を支払うこととなります。この場合、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。

第三者への損害賠償

対象物件の事故等により第三者に損害が発生した場合、賃貸人は対象物件の所有者としてかかる損害に関して賠償責任を負う可能性があります。リース契約上、かかる損害に対し賃貸人が賠償責任を負う場合、賃借人は賃貸人が賠償により被る損害を賠償する義務を負っております。しかし、賃借人が損害を補償できず、さらに保険会社が損害賠償のための保険金を支払えない場合や賠償額が受取保険金額を上回る場合、追加出資が発生する可能性があります。

リース期間の延長オプション

営業者である当社子会社（SPC）に対して、リース期間の延長オプションが付されている場合があります。営業者である当社子会社（SPC）がリース期間延長オプションを行使した場合には、リース期間が延長されるため、投資期間も延長されます。その場合、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。

税制・法制・会計制度の変更

税制・法制・会計制度の変更により、当初予定した投資効果を享受できない可能性があります。

匿名組合契約

投資家が、投資家の事情により匿名組合契約を中途解約することはできません。また匿名組合契約上の権利、義務、又は地位の一部又は全部を譲渡したり、担保に供したりすることも原則できません。投資家の倒産などに起因して匿名組合契約が解除等になる場合、投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

追加出資義務

営業者がリース事業の遂行のために合理的な理由をもって必要と判断した場合には、投資家に対して匿名組合契約上の損失負担限度額まで現金による追加出資を求める場合があります。

営業者の意思決定

リース事業に関わる全ての意思決定は営業者の裁量で行われ、投資家には営業者の意思決定に関与する権利はありません。

[2]その他の事業について

当社において、保険仲立人業、M & A 仲介業、銀行代理業、金融商品仲介業を行っております。

保険仲立人業は、顧客である保険契約者と保険会社との間に立って、保険会社から独立した立場で保険契約者のために最適な保険契約の締結に向けて尽力し、保険契約が成約した際には、保険会社から所定の手数料を得ております。

M & A 仲介業は、顧客の事業の売却等に関して、仲介・アドバイザー契約を締結し、手数料を得るとともに、事業の売却等が成約した際には、所定の成功報酬を得ます。

銀行代理業は、顧客に対して、所属金融機関が取り扱う預金口座開設の媒介を行っており、金融商品仲介業については、顧客に対して、所属金融商品取引業者が取り扱う金融商品の媒介を行っております。いずれも顧客と所属金融機関・所属金融商品取引業者との間で成約することで、所定の手数料を得ております。

4【関係会社の状況】

当社は、全ての子会社を連結の範囲に含めておりません。匿名組合事業の営業者である子会社については、当該匿名組合事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属しないため、当該子会社を連結の範囲に含めると利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められるためです。またその他の子会社については、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローの状況等からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいためであります。

なお、平成23年9月30日現在の当社の子会社は94社であります。この内訳は、以下のとおりであります。

(1) 当社子会社（SPC）（58社）

平成23年9月30日現在でオペレーティング・リース事業の営業を行っている子会社は以下のとおりです。

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	純資産 (千円)	主要な事業 の内容	主要取引先 (賃借人)	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容
(有)SHコンテナリース	東京都千代田区	3,000	2,272	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	日本郵船㈱	(所有)間接100.0	役員の兼任あり
(有)CLIP第4号	東京都千代田区	3,000	2,513	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)間接100.0	役員の兼任あり
(有)CLIP第5号	東京都千代田区	3,000	2,513	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)間接100.0	役員の兼任あり
(有)CLIP第6号	東京都千代田区	3,000	2,529	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)間接100.0	役員の兼任あり
(有)CLIP第7号	東京都千代田区	3,000	2,529	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)間接100.0	役員の兼任あり
(有)CLIP第8号	東京都千代田区	3,000	2,140	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第16号	東京都千代田区	1,000	711	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第17号	東京都千代田区	1,000	701	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第18号	東京都千代田区	3,000	948	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第19号	東京都千代田区	3,000	1,545	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第20号	東京都千代田区	1,000	802	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第21号	東京都千代田区	1,000	759	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第22号	東京都千代田区	1,000	754	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第23号	東京都千代田区	1,000	748	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第24号	東京都千代田区	1,000	808	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第25号	東京都千代田区	1,000	785	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第26号	東京都千代田区	3,000	2,288	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	純資産 (千円)	主要な事業 の内容	主要取引先 (賃借人)	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容
(株)CLIP第27号	東京都千代田区	3,000	2,340	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(有)CLIP第28号	東京都千代田区	4,500	3,352	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(有)CLIP第29号	東京都千代田区	5,000	3,644	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第30号	東京都千代田区	4,000	888	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第31号	東京都千代田区	3,000	2,317	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第32号	東京都千代田区	1,000	409	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第33号	東京都千代田区	3,000	2,396	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第34号	東京都千代田区	1,000	953	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第35号	東京都千代田区	1,000	935	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	ARATRANS TRANSPORT AND LOGISTICS SERVICES LLC	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第40号	東京都千代田区	1,000	994	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第41号	東京都千代田区	1,000	976	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	㈱商船三井	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第42号	東京都千代田区	1,000	952	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第43号	東京都千代田区	1,000	953	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第44号	東京都千代田区	1,000	976	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	PACIFIC INTERNATIONAL LINES(PRIVATE)LIMITED	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第50号	東京都千代田区	3,000	1,749	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	TRANPAC HOLDINGS INC.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第51号	東京都千代田区	3,000	1,570	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)CLIP第53号	東京都千代田区	1,000	702	タックス・リース・アレンジメント事業(注2)	CMA CGM S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第1号	東京都千代田区	1,000	801	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第2号	東京都千代田区	3,000	1,135	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注1)

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	純資産 (千円)	主要な事業 の内容	主要取引先 (賃借人)	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容
(株)SHIP第3号	東京都千代田区	1,000	787	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第4号	東京都千代田区	3,000	1,203	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第5号	東京都千代田区	1,000	872	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第6号	東京都千代田区	1,000	854	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第7号	東京都千代田区	1,000	848	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第8号	東京都千代田区	1,000	866	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船㈱	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第9号	東京都千代田区	1,000	912	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	JAVA MARITIMA S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第10号	東京都千代田区	1,000	901	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	JAVA MARITIMA S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第11号	東京都千代田区	1,000	900	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	JAVA MARITIMA S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第12号	東京都千代田区	1,000	906	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	JAVA MARITIMA S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第13号	東京都千代田区	1,000	958	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	YAMATO MARINE S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第14号	東京都千代田区	1,000	952	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	YAMATO MARINE S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第15号	東京都千代田区	1,000	953	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	YAMATO MARINE S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第16号	東京都千代田区	1,000	936	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	YAMATO MARINE S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第17号	東京都千代田区	1,000	936	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	A R G E N T NAVIGATION S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第18号	東京都千代田区	1,000	953	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	A R G E N T NAVIGATION S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第19号	東京都千代田区	1,000	941	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	A R G E N T NAVIGATION S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第20号	東京都千代田区	1,000	959	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	SCP TANKERS S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)SHIP第21号	東京都千代田区	1,000	970	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	CHEMICAL FRONTIER S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)ALIP第1号	東京都千代田区	1,000	959	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	SOCIETE AIR FRANCE S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)ALIP第2号	東京都千代田区	1,000	994	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	SOCIETE AIR FRANCE S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)
(株)ALIP第3号	東京都千代田区	1,000	994	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	SOCIETE AIR FRANCE S.A.	(所有)直接100.0	役員の兼任あり当社と業務委託契約あり(注1)

- 注1. 当社と当社子会社（SPC）とが締結している業務委託契約の主な内容は、当社子会社（SPC）がオペレーティング・リース事業を行うにあたって当社がその組成に関する助言を行うことと
当社がリース事業に関する匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱い及び売買を行うこと
当社子会社（SPC）が行う事業についての管理業務を当社が行うこと
等が定められております。
2. 海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
3. 船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
4. 航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
5. 子会社の決算期は、当社（9月30日）と異なる場合があるため、上記純資産の金額は、9月30日を基準とする直近の各子会社の決算数値に基づいております。
6. 主要取引先(賃借人)は、直接の契約当事者を記載しております。

(2) 子会社の持株会社（1社）

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	純資産 (千円)	主要な事業 の内容	主要取引先 (賃借人)	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容
一般社団法人 SPCマネジメント	東京都 港区	50,000	37,395	持株会社		(注)	(注)

注. 基金の拠出は100%株式会社F P G（当社）が行っております。理事及び監事は、当社の役員ではありません。平成20年4月1日以前に開始したリース事業は、倒産隔離を図るため、一般社団法人SPCマネジメントを通じた間接出資の当社子会社（SPC）を営業者としておりましたが、平成20年4月1日以後は、当社が直接出資している当社子会社（SPC）を営業者としております。平成23年9月30日現在で、一般社団法人SPCマネジメントが出資している子会社は13社であります。

(3) その他(35社)

タックス・リース・アレンジメント事業で利用する船舶の船籍管理会社が5社、平成23年9月30日現在では、オペレーティング・リース事業の営業は行っておりませんが、将来営業者として利用する予定の子会社が30社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
33	38.1	1.7	7,584,294

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ6名増加しましたのは、主として業容拡大による期中採用によるものであります。
4. 当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度における世界経済は、新興国での景気の拡大、先進国での緩やかな景気の回復傾向がみられたものの、年度後半以降、米国債の格下げや、欧州の債務問題等により金融資本市場の不安定な状況が増しており、今後の実体経済に対する影響が懸念されております。また日本経済についても、景気の持ち直し傾向がみられたものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響、急激な為替変動、世界経済の不安定化により、今後の景気回復の先行きに不透明さが増しております。

このような経済環境のもと、当社が行うタックス・リース・アレンジメント事業につきまして、オペレーティング・リース事業への投資家となる国内中小法人の経営環境は依然として厳しいものの、投資家の匿名組合契約に基づく権利（匿名組合出資金）に対する需要は高く推移しており、総じて良好な販売環境となりました。一方で、組成環境につきましては、投資家の高い需要により、結果として市場のリース事業案件の品薄感が強まるなど、総じて厳しく推移したものの、海外案件については、世界経済の回復を背景に、その組成環境にも回復の傾向がみられました。

このように組成環境に厳しさがある中、当社はオペレーティング・リース事業の組成面につきまして、当該リース事業における過去の実績及び高度な案件組成能力を活用し、賃借人・金融機関に対して積極的に案件提案を行いました。特に当社が強みをもつ海外案件について、その組成に注力いたしました。

また金融機関とのコミットメントライン契約について、資金調達枠を従来の15億円から30億円に増額した他、その他の金融機関との取引拡大に努めたことから、タックス・リース・アレンジメント事業における資金調達力が向上し、より多額のリース物件の組成が可能となりました。

これらの施策の結果、海外賃借人との取引増加、新規賃借人との取引の開始、当社にとって初めてとなる航空機を対象としたオペレーティング・リース事業を開始するなど、当事業年度における当社のオペレーティング・リース事業の組成金額は39,138百万円（前期比55.4%増）と好調な結果となりました。

また匿名組合契約に基づく権利の販売面につきましては、新規投資家・紹介者の継続的な獲得に努め、また従来の顧客紹介契約と比較してインセンティブを強化した契約形態の導入を進める等、販売ネットワークの強化に努めました。その結果、当事業年度における匿名組合契約に基づく権利の販売額は13,407百万円（前期比73.7%増）と好調な結果となり、当事業年度におけるタックス・リース・アレンジメント事業の売上高は1,926百万円（前期比19.1%増）となりました。

なお、当社は、顧客となる投資家に対して、最適な金融商品を提供する企業理念のもと、タックス・リース・アレンジメント事業を遂行することで、業容を拡大してまいりましたが、一方、中長期的戦略として、取扱商品の拡大を行い、販売ネットワークのより一層の強化を図るため、多様な金融商品を提供するワンストップ型ファイナンシャルサービス業の実現を目指してまいりました。

当事業年度より、保険仲立人業、M & A 仲介業及び金融商品仲介業を開始しており、平成22年9月より業務を開始した銀行代理業と併せ、ワンストップ型ファイナンシャルサービス業の実現に一步前進いたしました。その結果、当事業年度におけるその他事業の売上高は66百万円（うち保険仲立人業63百万円）と前事業年度の売上高5百万円から大幅に増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,992百万円（前期比22.8%増）、売上総利益は1,733百万円（前期比23.9%増）となりました。

また販売費及び一般管理費は、業容拡大による人員の増加等により697百万円（前期比20.7%増）となりましたが、売上増加によりコスト増加を吸収した結果、営業利益は1,035百万円（前期比26.0%増）となりました。またコミットメントライン契約に基づくシンジケートローン支払手数料等、営業外費用89百万円（前期比37.5%増）を計上したこと等により、経常利益は967百万円（前期比25.1%増）、法人税等を控除した当期純利益は557百万円（前期比25.4%増）となりました。

当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、上記については、事業セグメント別ではなく、提供するサービスで区別した事業別に記載しております。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べて1,743百万円増加し、2,226百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、当事業年度に使用した資金は1,679百万円となりました（前事業年度は11百万円の資金収入）。

これは主に、税引前当期純利益の計上960百万円（前年度比188百万円増加）、前受金の増加185百万円（前年度比1百万円増加）の資金収入があった一方で、投資家に対する一時的な立替取得額が増加したことによる商品出資金の増加による資金支出2,343百万円（前年度比1,406百万円増加）、法人税等の支払額564百万円（前

年度比486百万円増加)があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は前事業年度に比べ20百万円増加し、71百万円となりました。

これは主に、オペレーティング・リース事業を行うSPC等に利用するための子会社株式の取得による支出47百万円(前年度比28百万円増加)、敷金及び保証金の差入による支出15百万円(前年度比5百万円増加)があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、当事業年度に得られた資金は3,493百万円となりました(前事業年度は207百万円の資金支出)。

これは主に、配当金の支払額153百万円(前年度比142百万円増加)があったものの、匿名組合契約に基づく権利の立替資金等としての短期借入金の純増減額が3,637百万円の増加(前年度は500百万円の減少)となったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、単一セグメントとしており、生産、受注及び販売の状況については、事業セグメント別ではなく、提供するサービスで区別した事業別に記載しております。

(1) 生産実績

当社では生産活動は行っておりませんが、収益の大半を占めるタックス・リース（当社の場合、主に投資家が、税の繰り延べ効果を楽しむオペレーティング・リース事業のことを指します。）に係るアレンジメント事業について、代替的な指標としての、オペレーティング・リース事業の組成実績を記載しております。

当事業年度の組成実績を示すと、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	前年同期比(%)
オペレーティング・リース組成金額(千円)	39,138,574	155.4
オペレーティング・リース組成案件数(件)	21	150.0

- (注) 1. 「オペレーティング・リース組成金額」とは、対象リース資産全体の取得価額を合計したものです。
2. 当社では、オペレーティング・リース事業の組成にあたり、投資家の需要に見合った金額を1つの案件として組成し、その案件単位で投資家を募集しております。「オペレーティング・リース組成案件数」とは、その募集した案件を合計したものであります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. リースの組成は主に外貨建てで行われており、本邦通貨への換算レートは組成時の電信為替相場仲値(TTM)を採用しております。

(2) 受注状況

当社は受注生産形態をとっていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業及び売上形態別に示すと、以下のとおりであります。

事業及び売上形態別	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	前年同期比(%)
タックス・リース・アレンジメント事業(千円)	1,926,028	119.1
アレンジメント・フィー(千円)	840,235	85.9
販売手数料(千円)	1,054,451	168.7
管理料(千円)	31,341	227.5
その他事業(千円)	66,441	1,234.0
保険手数料等(千円)	66,441	1,234.0
合計(千円)	1,992,470	122.8

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先(注1)	前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)		当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)CLIP第51号	-	-	495,301	24.9
(株)SHIP第7号	301,206	18.6	-	-
(株)CLIP第30号	252,165	15.6	-	-
(株)SHIP第9号	241,563	14.9	-	-

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度について、当該割合が100分の10未満の相手先は、記載を省略しております。

2. 当社は、タックス・リースに係るアレンジメント事業を行っており、当社子会社(SPC)が行う、オペレーティング・リース事業の組成・販売・管理に関して、当該当社子会社(SPC)から業務受託手数料を得るため、当該期に組成されたオペレーティング・リース事業を行う当社子会社(SPC)が販売金額上位を占めます。

なお、当社が販売した商品出資金(匿名組合契約に基づく権利)の最近2事業年度の販売額、期末残高、累積残高については以下のとおりです。

	前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)		当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	
	金額(千円)	社数	金額(千円)	社数
商品出資金販売額	7,716,730	184	13,407,091	268
商品出資金期末残高	1,405,662	-	3,749,247	-
商品出資金累積残高	20,226,396	421	31,920,250	663

上記の用語の意味は以下のとおりです。

・商品出資金販売額

当社が販売する当社子会社(SPC)に係る匿名組合契約に基づく権利の最近2事業年度における販売額であります。

・商品出資金期末残高

当社が投資家に地位譲渡するために、一時的に当社子会社(SPC)から取得した商品出資金の最近2事業年度末の帳簿価額であります。

・商品出資金累積残高

最近2事業年度末時点でリース事業が継続している案件について、当社が過去に販売した商品出資金を合計した金額であります。

3. 出資は外貨建てで受け入れることもありますが、その場合の換算レートは組成時の為替レートを使用して円貨に換算しています。
4. 社数は延べベースでの社数になります。

3【対処すべき課題】

当社が取り扱う日本型オペレーティング・リース事業のマーケットは、長年、大手金融機関系の事業者が中心となっているマーケットであり、当社は数少ない独立系事業者の一つであります。今後、当社が成長していくためには、差別化した商品の提供とともに、顧客の信頼を高め、如何に幅広く当社及び当社の商品を認知してもらうかが対処すべき課題と認識しております。

当社は、平成22年9月に大阪証券取引所 J A S D A Q 市場へ上場し、平成23年10月には東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。上場により当社の認知度は従前に比べ高まりましたが、これに甘んじることなく、さらなる成長を遂げるため、また上場企業としての社会的責任をも果たすべく、平成24年9月期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。役職員一丸となってこの達成に注力し、企業価値の向上に努めてまいります。

中期経営計画は、平成24年9月期から平成26年9月期にわたる3カ年を対象とし、「成長戦略の推進」、「経営基盤の強化」、「ステークホルダーとの良好な関係維持」を、中心となる命題として掲げております。

上記命題を達成するために、各々の行動計画を策定しております。

成長戦略の推進

今後も引き続き、増収増益を実現するために、タックス・リース分野における収益の拡大と収益構造の多角化を図ってまいります。

(a) 組成能力の強化

組成金額の拡大を図るため、新規賃借人の開拓を図る他、賃借人との関係強化を図ってまいります。

(b) 販売基盤の拡充

投資家を募集する場合、主に会計事務所、税理士法人、金融機関等から顧客を紹介していただき、その顧客に対して匿名組合契約に基づく権利等を販売していくこととなります。当社は、会計事務所等との関係強化、金融機関との提携推進、販売拠点の拡充、ITの活用等を図ることで販売力を強化してまいります。

販売拠点については、現在の東京本社、大阪支店、名古屋支店、福岡支店に加え、新たな販売拠点の設置を検討してまいります。

(c) 営業担当者のコンサルティング能力強化

当社の営業担当者が、顧客サイドに有用な情報を提供するために、タックス・リース・アレンジメント事業においては、会計・税法等の広範かつ深い知識が必要であり、また、その他の事業を展開するうえでも様々な専門知識が必要となります。営業担当者に継続的なスキルアップや研修を行うことで、より顧客サイドに立った提案を行うことが可能になり、顧客満足度の向上を通じて販売強化を図ることが可能と考えております。

(d) 収益構造の多角化

当社は、タックス・リース・アレンジメントを主要な事業としておりますが、現在取扱うオペレーティング・リース事業以外の商品で、当社の販売力を活用できるような商品を提供することができれば、新規顧客の獲得機会の拡大、既存顧客に対する新たな商品の提供が可能となり、収益の安定化を図ることが可能となります。

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業以外に、保険仲立人業、M & A 仲介業、銀行代理業、金融商品仲介業を行っておりますが、今後、信託を使った事業承継スキーム、その他取扱商品の拡大を検討するなど、多様な金融商品を提供するワンストップ型ファイナンシャルサービス業を目指してまいります。またタックス・リース・アレンジメント事業以外の既存事業につきましても、他社との提携の推進、積極的な人材採用等により、収益の拡大を図ってまいります。

経営基盤の強化

(a) 安定かつ機動的な資金の確保

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社は、投資家に販売（地位譲渡）することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。

当社は、その立替取得した権利を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家の需要を勘案しながら、販売してまいります。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金による他、資金調達によっております。資金調達額が拡大すれば、物件金額の大きい案件を組成しやすくなる等、結果として、当社の業績拡大に寄与します。

当社は、平成23年10月に金融機関と貸出極度額44.5億円のコミットメントライン契約を締結するなどして資金調達力を向上させておりますが、今後も引き続き、取引金融機関の拡大、貸出枠の拡大を図ってまいります。

(b) 内部統制・コンプライアンス体制の継続的な強化

当社は役職員40人程度の小規模組織であります。金融商品取引法その他法令を遵守するコンプライアンス

体制を継続的に強化し、内部牽制機能を備えた管理体制を持続的に強化することで、顧客の信頼に耐えうる組織を目指してまいります。

(c) 業務支援体制・管理体制の強化

法令遵守その他優秀な人材を育成するための役職員の教育研修の強化、ITの積極活用等により、営業及び管理業務の強化・効率化を図ってまいります。

ステークホルダーとの良好な関係維持

当社は配当性向を概ね30%以上とすることを目標として掲げておりますが、配当のみならず、株主優待制度の導入等、積極的な株主還元策を検討してまいります。また当社の事業内容をご理解いただけるよう積極的なIR活動を推進してまいります。さらに優秀な人材を確保するために従業員の福利厚生の充実を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成23年12月26日）現在において当社が判断したものであります。

(1) オペレーティング・リース事業固有のリスクについて

当社は、収益の大半をタックス・リース・アレンジメント事業に依存していることから、以下のリスクが顕在化した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

なお、当社のタックス・リース・アレンジメント事業は、当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業により行っており、当該オペレーティング・リース事業に係るリスクには以下のものがあります。

賃借人の倒産等の影響を受けるリスク

賃借人についての破産手続、民事再生手続又は会社更生手続等の法的倒産手続の開始など、何らかの理由で賃借人から当社子会社（SPC）に対してリース料が支払われない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社が受け取る業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、賃借人の倒産等のリスクを減少させるため、世界的にも大手の海運会社及び航空会社を中心にオペレーティング・リース事業の組成を行っております。また、万が一、賃借人について法的倒産手続が開始された場合にも、リース物件の売却や新たな賃借人を見つけることなどにより、リース料が支払われないことによって、オペレーティング・リース事業の収支が悪化することを回避する方針であります。もっとも、かかる対処にもかかわらず、不測の事態が生じた場合には、当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

将来のリース物件売却価額の変動リスク（残存価格リスク）

リース期間終了後、賃借人がリース物件を購入しない場合には、当社子会社（SPC）は市場を通じて第三者に売却することになりますが、当初想定したリース物件の売却価額より低い価額でしか売却できない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、リース物件の売却価額について、事案によっては残価保証会社による残価保証を利用することにより一定額以上でのリース物件の換価を確保するなどして価格変動のリスクに対処しております。もっともかかる対処にもかかわらず、不測の事態が発生した場合における当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

商品出資金に計上している匿名組合契約に基づく権利について

当社は、当社子会社（SPC）に係る匿名組合契約に基づく権利について投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。当該匿名組合契約に基づく権利を貸借対照表の「流動資産の部」に通常の「出資金」とは区別して「商品出資金」として取得価額で計上しております。

従って、当社が当該商品出資金を保有している間に、リース物件の価値の下落、賃借人の信用の悪化、為替相場が円高になるなどの事由により当該商品出資金の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該商品出資金について評価損または譲渡損を計上することになり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社が保有する商品出資金を譲渡する投資家を最終的に見つけることができなかつた場合には、当社が当該商品出資金の譲渡に伴い受け取ることを見込んでいた業務受託手数料を受け取ることができず、また、かかる場合には、当該商品出資金に係る持分について、当社が投資家として、オペレーティング・リース事業に関与することになるため、リース物件の価額の下落等の事情が生じることにより、当該持分への出資金の全部または一部を回収できなくなる可能性があり、これらの場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

為替リスク

() 当社の業務受託料の換算額に対する影響

当社が、当社子会社（SPC）から受け取る業務受託手数料は、主に外貨建てとなっております。このため、為替相場が円高になった場合には、当該業務受託手数料を円に換算した時に為替相場の変動の影響を受ける結果、当該業務受託手数料が当初の想定額よりも少なくなることにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 新規オペレーティング・リース事業に対する影響

当社が組成するオペレーティング・リース事業では、リース物件の売却が外貨で行われる場合で、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レートよりも円高となった場合には、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の損益が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

また、リース期間満了時に、投資家が受け取る出資金は外貨建てが多く、出資時よりも円高となった場合、受取額が当初出資額よりも減少し、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の収支が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

このように、投資家が、将来、円高となってオペレーティング・リース事業の損益または収支が悪化し、損失を被ると予測する場合には、投資家の投資意欲が減退するなどして、当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 商品出資金の譲渡に対する影響

当社が、外貨建てで取得した商品出資金を投資家に円建てで譲渡するにあたり、当該商品出資金の地位譲渡価格をオペレーティング・リース事業組成時点の為替レートの水準に基づいて決定しております。

このため、当該商品出資金の取得後に急激に為替相場が円高傾向になった場合には、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レート水準に基づいて決定された円建ての地位譲渡価格が、地位譲渡時点における円建てでの為替レート水準で算定される商品出資金の価格に比して割高になり、投資家の投資意欲が減退し、当該商品出資金を購入する投資家が減少するなどの事由により、当初の販売計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

金融商品取引法

オペレーティング・リース事業において締結される匿名組合契約、または任意組合契約に基づく投資家の権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社は金融商品取引法及び金融商品販売法をそれぞれ遵守する必要があります。

この点、当社はオペレーティング・リース事業において、匿名組合契約等に基づく権利を含む匿名組合出資持分等の私募の取扱い等の業務を行っているため、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業の登録を受けております。金融商品取引法では、第52条にて、登録の取消、業務の停止等となる要件を定めており、これに該当した場合、当社に対して登録の取消、業務の停止が命じられることがあります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が登録の取消や業務の停止命令の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

税務その他関連する法制

当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業は、現行の税務、会計その他当該事業に関連する法令等に基づきその組成を行っております。

当社は、オペレーティング・リース事業を組成する際に、個別に税理士、弁護士等から意見書を取得することなどにより、関連する法令等の内容及びその法解釈について必要な検証を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正され若しくは新たに制定されることにより課税の取扱いに変更が生じた場合には、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退して当社の組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

過去においては、平成17年度税制改正における「租税特別措置法第67条の12（組合事業に係わる損失がある場合の課税の特例）」により、営業者が投資家へ分配される損失及び利益のうち、投資家が損金として計上できる額は出資額を上限とするなど、税当局による規制強化が図られております。

また、将来、会計基準が改正され、オペレーティング・リース取引における賃借人にとってのオフバランス効果が減少した場合には、オペレーティング・リース事業の組成案件数が減少するなどして、当社の業績に影響を与える可能性があります。

銀行法、保険業法、その他関連する法令等

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業以外に、保険仲立人業、銀行代理業、金融商品仲介業等のその他事業を展開しており、銀行法、保険業法、金融商品取引法に基づき、銀行代理業の許可の取得、保険仲立人の登録、金融商品仲介業の登録を行っております。これらの業務を行うためには、保険業法、銀行法、金融商品取引法、個人情報保護法、その他関連する法令等を遵守する必要があります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録・許可の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が業務停止命令や登録の取消等の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定業種への依存について

オペレーティング・リース事業の対象物件は、海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機が中心のため、海運業界や航空業界の設備投資動向にオペレーティング・リースの組成動向が影響を受ける可能性があり、結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

また海運業界や航空業界の業績次第では、投資家の賃借人への信頼度が低下したり、リース期間終了時の物件売却価額が低下する可能性があるため、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 第2四半期または第4四半期の業績偏重について

当社の販売する匿名組合事業契約に基づく権利につきましては、その初回損益分配時期までに出資することにより投資効果が得られますが、国内法人の傾向として、3月決算もしくは9月決算が多いため、投資額も3月もしくは9月に集中する傾向があります。これにより、当社の業績は第2四半期または第4四半期に偏重する傾向があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。なお、初回損益分配時期が到来する案件の多寡、販売状況等、様々な要因で上記の通りにならない可能性もあります。

第8期、第9期及び第10期における当社の四半期売上高及び通期売上高に対する比率は以下のとおりであります。

第8期（平成20年10月1日～平成21年9月30日）

	第1四半期 （自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）	第2四半期 （自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）	第3四半期 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）	第4四半期 （自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）
売上高（千円）	127,068	259,492	112,979	357,380
通期売上高に占める比率（％）	14.8	30.3	13.2	41.7

第9期(平成21年10月1日～平成22年9月30日)

	第1四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第2四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第3四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第4四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高(千円)	293,834	591,404	241,059	495,639
通期売上高に占める比率(%)	18.1	36.4	14.9	30.6

第10期(平成22年10月1日～平成23年9月30日)

	第1四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第2四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第3四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第4四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高(千円)	712,148	553,306	207,060	519,954
通期売上高に占める比率(%)	35.7	27.8	10.4	26.1

(5) 個人情報・機密情報の取扱いについて

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業において、顧客・紹介者の個人情報・機密情報を取得・保有しております。

当社は、外部からの不正アクセスおよびウイルス感染の防御、内部管理体制の強化等の対策を行っておりますが、万一、当社が扱う個人情報・機密情報が外部に漏洩した場合は、行政処分、損害賠償、当社の信用力の低下等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 金融資本市場及び経済状況の混乱による影響について

過去、リーマンショックが発生した際には、世界的な金融システムの混乱が生じ、金融業界の事業環境に、深刻な信用収縮、金融システムへの信頼性の低下、またそれを原因とした世界経済の悪化等、様々な影響が生じました。現在では、欧州債務危機等が、世界経済に与える影響が懸念されております。今後、世界経済の悪化や金融システムの不安定な状況が発生した場合、リース事業の組成・販売が困難になる可能性があります。そのような状況に陥った場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 資金調達に関するリスク

当社は、当社子会社(SPC)に係る匿名組合契約に基づく権利を、投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。その取得資金は、自己資金による他、借入等の資金調達によっております。資金調達は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約に基づく借入金の他、各金融機関からの借入金によっております。コミットメントライン契約は、本書提出日現在、借入極度額44.5億円で設定しており、コミットメントライン契約の期間は概ね1年です。世界経済の悪化等何らかの理由により、コミットメントライン契約を更新できない場合、またはその他の借入を実行できなくなった場合には、当社にとって必要な資金をタイムリーに調達できなくなることから当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 連結の範囲決定に関する事項

特別目的会社(SPC)の連結会計上の取扱いについて

平成20年5月13日に「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号)が公表されたことに伴い、当社は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号に基づき、当社の子会社を連結の範囲に含めることで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社と判断し、連結の範囲から除いております。

今後、新たな基準の設定や、実務指針等の公表により、特別目的会社(SPC)に関する連結範囲の決定について、当社が採用している方針と大きく異なる会計方針が確立された場合には当社の連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 財務制限条項について

当社のコミットメントライン契約及び借入契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当社の業績が悪化した場合には、財務制限条項に抵触し、借入について期限の利益を喪失する可能性があります。期限の利益を喪失し、一括返済が求められた場合、当社の事業運営に重大な影響を生じる可能性があります。

平成23年9月末現在、財務制限条項が付されている借入は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約(借入極度額30億円)に付されている財務制限条項

平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

なお、本書提出日現在では、以下のとおりであります。

コミットメントライン契約(借入極度額44.5億円)に付されている財務制限条項(平成23年10月契約)

- () 平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成22年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- () 平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当座貸越契約(貸越極度額5億円)に付されている財務制限条項(平成23年11月契約)

- () 単体の各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 単体の各年度の第2四半期及び本決算期の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

(10) 重要な訴訟事件等に関わるリスク

当社及び子会社は、オペレーティング・リースを利用したタックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業を展開していますが、これらに関連して、投資家・紹介先等より法的手続等を受ける可能性があります。当社及び子会社が今後当事者となる可能性のある訴訟、および法的手続きの発生や結果を予測することは困難ではありますが、当社及び子会社に不利な結果が生じた場合は、当社及び子会社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であること並びに優秀な人材の確保及び育成について

当社は本書提出日現在、常勤取締役4名、監査役3名、従業員41名と規模が比較的小さく、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。当社は、今後の業務規模の拡大及び業務内容の多様化に対応するべく、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定ですが、人材等の増強が予定どおり進まなかった場合、または既存の人材が社外に流出した場合、当社の事業計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は未だ成長途上にあり、事業の拡大をしていく上で、優秀な人材を適切な時期に確保し育成する必要があります。そのような人材が確保または育成されない場合には、当社の事業計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である谷村尚永は、当社の創業者であるとともに、設立時より最高経営責任者であり、また、本書提出日現在、当社の発行済株式総数の67.38%を保有する大株主であります。同氏は、オペレーティング・リース事業の組成・販売に関する豊富な経験と知識や、取引先、投資家等各分野に渡る人脈を有しており、また、経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、当社の事業推進の中心的役割を担っていることから、当社における同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社では、取締役会や社内会議において、役職員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務執行が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成23年12月26日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。重要な会計方針につきましては、「第一部 企業情報 第5 経理の状況」に記載しております。

財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択及び適用に加え、会計上の見積りが必要となります。会計上の見積りは、固定資産の減損に係る会計基準における回収可能額の算定、繰延税金資産の回収可能性の判断、貸倒引当金の計上等が該当しますが、過去の実績や合理的な方法により見積りを行っております。ただし、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて4,222百万円増加し、6,589百万円となりました。

これは主に、積極的なリース事業の組成を行ったことにより、匿名組合契約に基づく権利の一時的な立替取得額が増加し、当該匿名組合契約に基づく権利を計上する商品出資金が前事業年度末に比べ2,343百万円増加したこと、また商品出資金を投資家に販売（地位譲渡）したことによる資金の増加等により、現金及び預金が1,743百万円増加したことによるものであります。

負債合計は前事業年度末に比べて3,817百万円増加し、4,630百万円となりました。

これは主に、匿名組合契約に基づく権利の立替資金等として、短期借入金が前事業年度末に比べ3,637百万円増加したこと、また来期以降に販売する商品出資金に係る手数料等の前受金が、前事業年度末に比べ185百万円増加したことによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて405百万円増加し1,958百万円となりました。これは主に、前事業年度末を基準日とする配当の実施により153百万円の減少があった一方で、当期純利益557百万円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

売上高の分析

当社の売上高はタックス・リース・アレンジメント事業における当社子会社（SPC）からの業務受託手数料がほとんどであり、当該業務受託手数料を売上高に計上するためには、オペレーティング・リース事業の投資家に対して、匿名組合契約に基づく権利を販売することが必要となります。またその前提として、オペレーティング・リース事業を組成する必要があります。

当事業年度における売上高は、1,992百万円（前年度比22.8%増）と増加いたしました。これは主に、組成・販売体制の強化などの各種施策の結果、当事業年度のオペレーティング・リース事業の組成金額は39,138百万円（前年度比55.4%増）と好調に推移し、また当社のオペレーティング・リース事業への投資家となる国内中小法人の経営環境も非常に厳しい状況であるものの、オペレーティング・リース事業に対する需要は底堅く、当事業年度における匿名組合契約に基づく権利の販売額は13,407百万円（前年度比73.7%増）と好調に推移したことによるものです。

費用・利益の分析

当事業年度における売上原価は、オペレーティング・リース事業の組成金額が好調に推移した一方で、組成にあたり必要なコスト削減に努めた結果、258百万円（前年度比16.5%増）となりました。

また販売費及び一般管理費については、業容拡大による人員の増加等により697百万円（前年度比20.7%増）となりましたが、売上高増加によりコスト増加を吸収した結果、営業利益は1,035百万円（前年度比26.0%増）となりました。

またコミットメントライン契約に基づくシンジケートローン支払手数料等、営業外費用89百万円（前年度比37.5%増）を計上したこと等により、経常利益は967百万円（前年度比25.1%増）、法人税等を控除した当期純利益は557百万円（前年度比25.4%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べて1,743百万円増加し、2,226百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、当事業年度に使用した資金は1,679百万円となりました（前事業年度は11百万円の資金収入）。

これは主に、税引前当期純利益の計上960百万円（前年度比188百万円増加）、前受金の増加185百万円（前年度比1百万円増加）の資金収入があった一方で、投資家に対する一時的な立替取得額が増加したことによる商品出資金の増加による資金支出2,343百万円（前年度比1,406百万円増加）、法人税等の支払額564百万円（前年度比486百万円増加）があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は前事業年度に比べ20百万円増加し、71百万円となりました。

これは主に、オペレーティング・リース事業を行う S P C 等に利用するための子会社株式の取得による支出47百万円（前年度比28百万円増加）、敷金及び保証金の差入による支出15百万円（前年度比5百万円増加）があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、当事業年度に得られた資金は3,493百万円となりました（前事業年度は207百万円の資金支出）。

これは主に、配当金の支払額153百万円（前年度比142百万円増加）があったものの、匿名組合契約に基づく権利の立替資金等としての短期借入金の純増減額が3,637百万円の増加（前年度は500百万円の減少）となったことによるものであります。

(5) 経営戦略の現状と今後の方針

成長戦略の推進、経営基盤の強化、ステークホルダーとの良好な関係維持という中長期的な経営戦略に磨きをかけてまいります。中長期的な経営戦略を含む今後の方針につきましては、「3 対処すべき課題」をご参照ください。 _

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度においては、営業及び管理業務の効率向上のため、内装工事等で8百万円の設備投資を実施しました。なお、当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				合計 (千円)	従業員数 (人)
		建物附属 設備 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積 ² m)		
東京本社他 (東京都千代田区)	業務施設	12,834	-	14,969	35,927 (3,871.12)	63,731	22
大阪支店 (大阪市中央区)	業務施設	4,136	-	2,158	-	6,294	5
名古屋支店 (名古屋市中区)	業務施設	10,192	463	2,740	-	13,396	2
福岡営業所 (福岡市中央区)	業務施設	7,965	675	2,441	-	11,082	4

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記の各事業所の建物は賃借しており、駐車場等を含めた当事業年度の賃借料総額は、88,290千円であります。

3. 土地は遊休不動産であります。

4. 福岡営業所は、平成23年10月1日付で、福岡支店に名称変更しております。

5. 当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、人員増に伴う本社・営業所の拡充によるものが殆どであり、景気動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成23年10月11日開催の取締役会決議に基づき、平成23年11月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、16,000,000株増加し、24,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,470,600	7,411,800	東京証券取引所 (市場第二部) 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,470,600	7,411,800	-	-

(注) 1. 平成23年10月11日開催の取締役会決議に基づき、平成23年11月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行ったことにより発行済株式は4,941,200株増加し、合計7,411,800株となっております。

2. 当社は、平成23年10月3日に東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。

3. 大阪証券取引所JASDAQスタンダードについては、平成23年12月7日に上場廃止申請を行い、平成24年1月22日に上場廃止となる予定です。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	38(注)1、2	38(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,000(注)1、2	228,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300	100
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。提出日の前月末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は6,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数につ

いては、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、以下のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

() 上記()()以外の者は、上場の日より1年を経過した日の翌日から、全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

7. 平成23年10月11日開催の取締役会決議に基づき、平成23年11月1日付で普通株式1株につき3株の分割を行っております。

第2回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)1、2	10(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、2	60,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300	100
新株予約権の行使期間	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利放棄されたものを減じた数であります。

2. 事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。提出日の前月末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は6,000株であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数
当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。ただし、上場承認日の翌日までは本新株予約権は行使することはできない。

6. その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

7. 平成23年10月11日開催の取締役会決議に基づき、平成23年11月1日付で普通株式1株につき3株の分割を行っております。

第3回新株予約権

（平成21年9月14日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成23年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成23年11月30日）
新株予約権の数（個）	15（注）1、2	15（注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000（注）1、2	90,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300	100
新株予約権の行使期間	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。提出日の前月末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は6,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、次のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

平成24年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

7. 平成23年10月11日開催の取締役会決議に基づき、平成23年11月1日付で普通株式1株につき3株の分割を行っております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年8月29日 (注)1	200	1,000	10,000	50,000	-	-
平成21年9月30日 (注)2	56	1,056	16,800	66,800	16,800	16,800
平成21年12月26日 (注)3	1,054,944	1,056,000	-	66,800	-	16,800
平成22年9月6日 (注)4	150,000	1,206,000	227,700	294,500	227,700	244,500
平成22年9月28日 (注)5	25,300	1,231,300	38,405	332,905	38,405	282,905
平成23年4月1日 (注)6	1,231,300	2,462,600	-	332,905	-	282,905
平成23年9月21日 (注)7	8,000	2,470,600	1,200	334,105	1,200	284,105

(注)1. 有償第三者割当

割当先 谷村尚永 200株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円

2. 有償第三者割当

割当先 法人20名 個人2名 合計 22名
発行価格 600,000円
資本組入額 300,000円

3. 株式分割(1:1,000)

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,300円
引受価額 3,036円
資本組入額 1,518円
払込金総額 455,400千円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)

発行価格 3,300円
引受価額 3,036円
資本組入額 1,518円

割当先 野村證券株式会社

6. 株式分割(1:2)

7. 新株予約権の行使による増加

8. 平成23年11月1日付をもって、1株を3株に株式分割したため、発行済株式総数が4,941,200株増加しております。その結果、発行済株式総数は、提出日現在では7,411,800株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年9月30日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	3	14	30	6	2	1,008	1,063	-
所有株式数 (単元)	-	574	613	968	652	2	21,891	24,700	600
所有株式数の割合 (%)	-	2.32	2.48	3.92	2.64	0.01	88.63	100.00	-

(注) 1 . 自己株式216株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
谷村 尚永	東京都世田谷区	1,664,800	67.38
谷村 真紀	東京都世田谷区	56,000	2.27
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフ イー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	53,300	2.16
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜 2 - 4 - 6	44,600	1.81
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	18,400	0.75
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川 4 - 12 - 3	16,400	0.66
渡辺 薫	東京都八王子市	15,800	0.64
木村 直広	広島県広島市西区	12,000	0.49
大重 知弘	愛知県刈谷市	11,900	0.48
阿部 真	愛媛県今治市	10,000	0.40
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 - 4	10,000	0.40
計	-	1,913,200	77.44

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	-	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,469,800	24,698	同上
単元未満株式	普通株式 600	-	(注)
発行済株式総数	2,470,600	-	-
総株主の議決権	-	24,698	-

(注) 「単元未満株式」欄には当社所有の自己株式16株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社 F P G	東京都千代田区 丸の内二丁目3番2号	200	-	200	0.01
計	-	200	-	200	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成20年9月19日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成20年9月30日現在の取締役、監査役、従業員、取引先の一部及びその他個人に対して新株予約権を付与することを、平成20年9月19日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成20年第1回新株予約権

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 3 従業員 9 取引先 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、退職等による権利喪失により33名減少しております。

平成20年第2回新株予約権

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 その他個人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上

新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、権利放棄により2名減少しております。

平成21年9月14日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成21年9月30日現在の従業員の一部に対して新株予約権を付与することを、平成21年9月14日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成21年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、退職等による権利喪失により7名減少しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	216	280,080
当期間における取得自己株式	432	-

(注) 1. 平成23年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割しております。上記の当事業年度における取得自己株式数は、株式分割前に取得した株式108株と、株式分割による増加108株であります。

2. 当期間における取得自己株式は、平成23年11月1日付の株式分割(1:3)による増加432株であります。

3. 当期間における取得自己株式には、平成23年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	216	-	648	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成23年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式数は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成23年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未

満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当該方針のもと、配当については、株主の皆様に対する利益還元をより明確にするため、業績に応じた利益還元を実施すべく、配当性向の目標を概ね30%以上とすることとしております。

上記方針に基づき、平成23年9月期に係る配当につきましては、1株当たり70円00銭（配当性向30.9%）を実施させて頂きました。内部留保資金につきましては、主に今後のオペレーティング・リース事業の組成資金に充当し、さらなる利益獲得のために有効活用してまいります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成23年12月22日 定時株主総会決議	172,926	70

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
最高(円)	-	-	-	3,600	3,410 4,605
最低(円)	-	-	-	2,610	1,960 1,350

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、それ以前は、大阪証券取引所 J A S D A Q におけるものであります。なお、平成22年9月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成23年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,948	4,605	3,085	3,065	2,421	2,249
最低(円)	1,425	2,550	2,243	2,252	1,770	1,772

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		谷村 尚永	昭和34年7月25日生	昭和58年4月 住商リース株式会社入社 平成10年8月 ING Lease Japan N.V東京支店在日代表 平成13年11月 有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループ(現 当社)設立 当社代表取締役(現任)	(注) 2	4,994,400
常務取締役	大阪支店、名古屋支店、福岡支店、保険推進室及びM & A推進室担当	上田 直之	昭和35年10月22日生	昭和59年4月 住商リース株式会社入社 平成19年1月 当社入社 平成19年2月 当社取締役 平成20年3月 当社営業本部長 平成21年12月 当社常務取締役(現任)	(注) 2	24,000
取締役	経理部、財務部及び総務部担当 経理部長	久保出健二	昭和37年11月30日生	昭和61年10月 港監査法人入社 平成3年2月 国際投信委託株式会社 入社 平成7年9月 株式会社ジャフコ入社 平成11年4月 株式会社エム・エー・シー入社 平成16年1月 バンクテックジャパン株式会社入社 平成20年6月 当社入社 当社経理部長(現任) 平成21年12月 当社取締役(現任)	(注) 2	-
取締役	東京営業部及びストラクチャードファイナンス部担当東京営業部長	高橋 和樹	昭和38年6月7日生	昭和63年4月 住商リース株式会社入社 平成20年10月 当社入社 当社ストラクチャードファイナンス部長 平成21年4月 当社東京営業部長(現任) 平成21年12月 当社取締役(現任)	(注) 2	-
常勤監査役		手塚 昌弘	昭和16年2月28日生	昭和38年4月 株式会社小松製作所入社 平成3年6月 小松フォークリフト株式会社取締役 平成9年6月 同社常勤監査役 平成20年7月 当社常勤監査役(現任)	(注) 3	-
監査役		門多 丈	昭和22年4月18日生	昭和46年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年4月 三菱商事証券株式会社代表取締役社長 平成19年4月 株式会社カドタ・アンド・カンパニー代表取締役(現任) 平成19年6月 株式会社八十二銀行監査役(現任) 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ監査役(現任) 平成20年7月 当社監査役(現任)	(注) 3	-
監査役		船山 雅史	昭和27年8月30日生	昭和51年12月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 昭和62年8月 シティバンク・プライベートバンク入社 平成8年11月 リバプリックニューヨーク銀行プライベートバンキング入社 平成18年10月 船山公認会計士事務所代表(現任) 平成20年6月 株式会社フィナンテック取締役(現任) 平成20年7月 当社監査役(現任)	(注) 3	-
計						5,018,400

- (注) 1. 監査役手塚昌弘、門多丈、及び船山雅史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成23年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 平成22年5月13日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
安田 正敏	昭和22年8月17日生	昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 昭和58年1月 シティバンク東京支店 入社 昭和63年7月 シティコープ・スクリムジャー・ヴィッカーズ 証券東京支店長 平成4年7月 キャンターフィッツジェラルド日本代表 平成13年7月 プランナビコンサルティング・エル・エル・ シー東京都事務所設立 社長兼シニアコンサル タント(現任) 平成18年12月 株式会社MM総研 取締役副所長 平成23年1月 株式会社MM総研 顧問(現任)	-

5. 所有株式数は、平成23年11月1日付で実施した株式1株につき3株の株式分割後の所有株式数を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主、従業員、取引先等、当社を取り巻くステークホルダーの方々の利益を尊重した経営を図ることが、当社の使命であると考え、業績の向上と経営の効率化に努めてきました。また、役員はもちろんのこと従業員も含めたコンプライアンスの徹底にも取り組んでまいりました。

そしてこれらの実効性を担保する仕組みがコーポレート・ガバナンスであると認識しその充実を図ってきましたが、今後もタイムリーディスクロージャーを含め、当社の成長過程に応じたコーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の重要課題として取り組み、成長を続けたいと考えております。

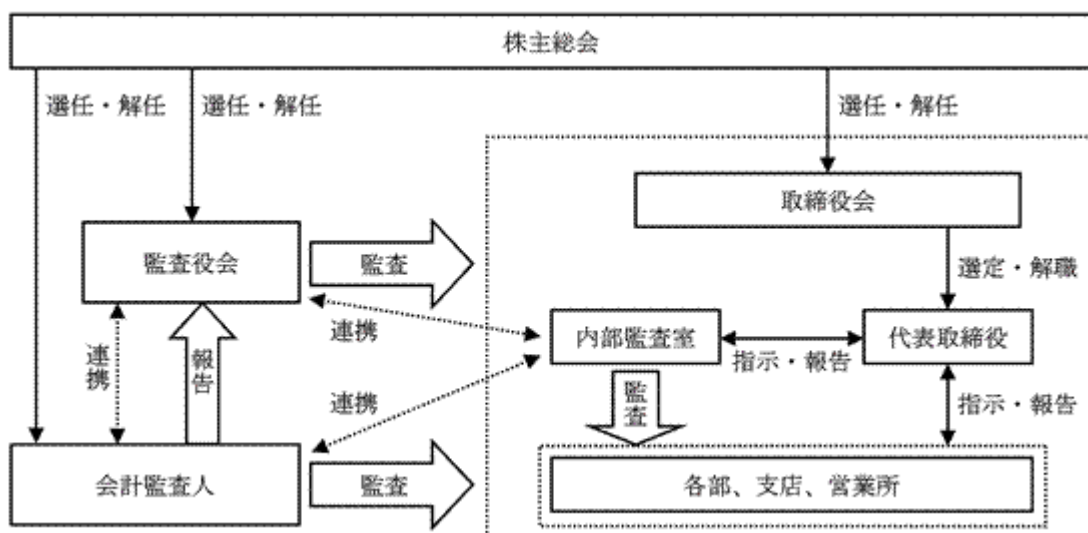
当社の経営理念のなかに、“専門技術を活用するには、厳格な倫理感を有していなければならない”とありますが、コンプライアンスにつきましてはコーポレート・ガバナンスの中核をなすものと認識し、徹底を図っております。

さらに、企業価値の増大・最大化がコーポレート・ガバナンスの基本目標であると認識し、金融分野での「真のプロフェッショナル」を目指し、それに相応しい経営体制の整備・構築・運用を目標としています。

企業統治の体制

() 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



(a) 取締役会

取締役会は、定例取締役会を月1回、また必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。取締役会では、重要な業務執行及び法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行の監督も行っております。当社の取締役は、本書提出日現在4名であり、社外取締役は選任していません。

(b) 監査役会

監査役会は、原則として月1回開催しております。当社の監査役会は、常勤（社外）監査役1名と社外監査役2名で構成されており、監査役はいずれも他社の取締役・監査役等の知識・経験を豊富に持っております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施し、取締役の業務執行の監査及び監視を行っております。

(c) 内部監査室

内部監査室は、代表取締役社長直轄の他の組織から独立した組織としており、専任担当者1名を配置し、当社の業務活動全般に関して、内部統制の有効性を評価しております。

() 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、業務に精通した取締役が、取締役会における審議・決定に基づき業務を遂行し、監査役会が、取締役による業務執行の監視などを行う体制が、適切なコーポレートガバナンスを実現し、迅速かつ効率的な経営を行ううえで最も適切であると考えて、監査役会設置会社の形態を採用しております。

() 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について定め、公正で健全な経営の推進に努めております。この決議の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に定めある「コンプライアンスマニュアル」を法令遵守及び倫理維持の基本方針とし、取締役及び使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守及び推進を求める。

コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

取締役及び使用人の業務執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役及び内部監査室は連携し、定期的に全社及び主要な関係会社について、その遵守体制の有効性の検証を行う。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

既に定めある「コンプライアンスマニュアル」の反社会的勢力に対する基本方針に基づき要領等の整備を行い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、警察等関連機関とも連携し毅然と対応することとする。

金融商品取引法に基づく信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行うこととする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に際しては、既に定めある「文書管理規程」に基づき文書・記録の保存及び管理を適正に行う。

監査役及び内部監査室は連携し、定期的に情報の保存及び管理について、監査を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制については、既に定めある「リスク管理規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

オペレーショナルリスク等の管理については、災害・事故発生時の報告体制を整備し、顧客保護に重点を置いて、事故の予防及び発生事故の早期解決を図るとともに再発防止の対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

取締役による効果的な業務運営を確保するため、既に定めある「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。

取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、中期経営計画を策定し、取締役及び使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号により設置される監査役を補助すべき組織の使用人の独立性を確保するため、当該組織及びその使用人の人事（異動、人事評価、懲戒等）に関しては、代表取締役社長が監査役の同意を得た上決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受ける。

監査役には主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。

監査役は、定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催するほか、他の取締役及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」及び毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備に努める。

監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理部門その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

監査役は、監査法人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

() 責任免除契約の状況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（責任の限度額は法令が規定する額とする。）を締結することができる旨を定款に定めておりますが、本書提出日現在、当該責任限定契約は締結しておりません。

内部監査及び監査役監査の状況

() 内部監査

内部監査室は、年度監査計画を策定し、被監査部門に対する監査を実施しております。また監査結果を代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、被監査部門における改善状況を点検し、実効性かつ有効性の高い監査を実施しております。また、内部監査室は、会計監査人との面談等を通じて、相互に情報を共有しながら監査を実施しております。

() 監査役監査

監査役会は、手塚昌弘氏、門多丈氏及び船山雅史氏の3名から構成されており、いずれも社外監査役であります。また、船山雅史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、監査役会で定めた年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的面談等を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。また、監査役は、会計監査人との面談・報告等を通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。また内部監査室とは、随時の面談、内部監査結果の確認、監査への立会などを通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

社外取締役と社外監査役

当社は、取締役の業務執行の監査及び監視について、取締役から独立した立場で、かつ、実効性のある監査を担保するために社外監査役を3名選任しております。

選任した社外監査役は、他社での取締役・監査役などの経験が豊富であり、適切な監査の遂行が可能であると判断しております。また当社と社外監査役には、手塚昌弘氏24,000株、門多丈氏12,000株、船山雅史氏12,000株の新株予約権の付与（株数はいずれも本書提出日現在の株数）を除く他、当社と人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はなく、当社及び当社の子会社での勤務経験等もないことから、独立した立場での監査が可能と判断しております。

社外監査役のうち手塚昌弘氏は常勤監査役として、業務監査の中心を担っており、すべての社外監査役は、監査役会等を通じ、常に情報を共有して、監査を行っております。また会計監査人及び内部監査人とも、随時連携し、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

なお、当社は、取締役の多くが、当社の業務について豊富な経験を有しており、当社のビジネスにおいて取締役が相互に牽制することができる状況にあること、また、社外監査役を選任することで、経営者の職務執行が適切に監督されていると判断しているため、社外取締役を選任しておりません。

役員報酬等

() 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	106,750	106,750	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	
社外役員	11,400	11,400	-	-	-	3

(注) 当社には、社外取締役はいないため、社外役員の金額は、社外監査役に対する支払額を記載しております。

() 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

() 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で承認された取締役及び監査役の報酬の限度内で、会社の業績及び役員個々の業務執行状況を勘案し決定しております。

株式の保有状況

() 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

() 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

() 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受け、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する法人名及び継続する監査年数は次のとおりであり、監査業務に係る体制は、監査責任者2名、公認会計士4名及び会計士補等4名より構成されております。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員	古谷 伸太郎	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	長南 伸明	

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
15,000	1,000	16,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度において、上場申請に係るコンフォートレター作成業務に対して報酬を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社規模や業態を鑑み、監査公認会計士と検討したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）及び当事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社では、匿名組合事業の営業者である子会社については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、同規則第5条第2項による判断に際しての資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は以下のとおりであります。

資産基準	1.2%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.9%
利益剰余金基準	1.8%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体や会計に関する専門機関が実施する研修への参加等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	482,956	2,226,322
売掛金	3 2,564	3 19,040
貯蔵品	990	1,549
商品出資金	1,405,662	3,749,247
前払費用	19,359	40,260
繰延税金資産	89,896	104,263
未収入金	3 51,968	3 68,353
流動資産合計	2,053,399	6,209,037
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	29,512	35,129
車両運搬具(純額)	1,952	1,138
工具、器具及び備品(純額)	25,230	22,310
土地	35,927	35,927
有形固定資産合計	1 92,623	1 94,505
無形固定資産		
ソフトウェア	3,351	1,862
電話加入権	47	47
無形固定資産合計	3,399	1,909
投資その他の資産		
関係会社株式	2 44,453	2 90,643
関係会社出資金	42,059	42,059
繰延税金資産	21,683	26,817
敷金及び保証金	2 109,156	2 124,548
その他	82	82
投資その他の資産合計	217,436	284,151
固定資産合計	313,458	380,566
資産合計	2,366,858	6,589,604

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	945	13,704
短期借入金	-	3,637,800
1年内返済予定の長期借入金	28,180	10,164
1年内償還予定の社債	-	20,000
未払金	20,270	18,300
未払費用	2,624	15,384
未払法人税等	374,978	229,472
未払消費税等	45,825	19,069
前受金	³ 276,264	³ 461,812
預り金	10,718	5,282
前受収益	³ 39,816	³ 65,567
賞与引当金	-	42,589
流動負債合計	799,623	4,539,147
固定負債		
社債	-	70,000
長期借入金	14,069	874
資産除去債務	-	20,749
固定負債合計	14,069	91,623
負債合計	813,692	4,630,770
純資産の部		
株主資本		
資本金	332,905	334,105
資本剰余金		
資本準備金	282,905	284,105
資本剰余金合計	282,905	284,105
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,355	1,339,902
利益剰余金合計	937,355	1,340,902
自己株式	-	280
株主資本合計	1,553,165	1,958,833
純資産合計	1,553,165	1,958,833
負債純資産合計	2,366,858	6,589,604

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	1,621,937	1,992,470
売上原価	222,218	258,798
売上総利益	1,399,719	1,733,671
販売費及び一般管理費	577,999	697,931
営業利益	821,719	1,035,740
営業外収益		
受取利息	13,951	17,903
為替差益	-	454
受取手数料	-	2,455
その他	2,869	784
営業外収益合計	16,821	21,597
営業外費用		
支払利息	18,368	33,004
社債利息	-	390
社債発行費	-	1,959
株式交付費	7,854	-
支払手数料	37,605	53,992
為替差損	1,165	-
営業外費用合計	64,993	89,346
経常利益	773,547	967,991
特別損失		
固定資産除却損	-	127
減損損失	2,328	-
関係会社株式評価損	-	1,296
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,362
特別損失合計	2,328	7,786
税引前当期純利益	771,219	960,205
法人税、住民税及び事業税	394,083	422,244
法人税等調整額	67,538	19,499
法人税等合計	326,544	402,745
当期純利益	444,674	557,459

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	66,800	332,905
当期変動額		
新株の発行	266,105	1,200
当期変動額合計	266,105	1,200
当期末残高	332,905	334,105
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	16,800	282,905
当期変動額		
新株の発行	266,105	1,200
当期変動額合計	266,105	1,200
当期末残高	282,905	284,105
資本剰余金合計		
前期末残高	16,800	282,905
当期変動額		
新株の発行	266,105	1,200
当期変動額合計	266,105	1,200
当期末残高	282,905	284,105
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,000	1,000
当期末残高	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	502,240	936,355
当期変動額		
剰余金の配当	10,560	153,912
当期純利益	444,674	557,459
当期変動額合計	434,114	403,547
当期末残高	936,355	1,339,902
利益剰余金合計		
前期末残高	503,240	937,355
当期変動額		
剰余金の配当	10,560	153,912
当期純利益	444,674	557,459
当期変動額合計	434,114	403,547
当期末残高	937,355	1,340,902
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	280
当期変動額合計	-	280
当期末残高	-	280

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本合計		
前期末残高	586,840	1,553,165
当期変動額		
新株の発行	532,210	2,400
剰余金の配当	10,560	153,912
当期純利益	444,674	557,459
自己株式の取得	-	280
当期変動額合計	966,325	405,667
当期末残高	1,553,165	1,958,833
純資産合計		
前期末残高	586,840	1,553,165
当期変動額		
新株の発行	532,210	2,400
剰余金の配当	10,560	153,912
当期純利益	444,674	557,459
自己株式の取得	-	280
当期変動額合計	966,325	405,667
当期末残高	1,553,165	1,958,833

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	771,219	960,205
減価償却費	21,909	21,677
固定資産除却損	-	127
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,362
減損損失	2,328	-
賞与引当金の増減額（は減少）	-	42,589
受取利息	13,951	17,903
社債発行費	-	1,959
株式交付費	7,854	-
関係会社株式評価損	-	1,296
支払利息	18,368	33,004
社債利息	-	390
為替差損益（は益）	1,491	789
売上債権の増減額（は増加）	1,387	16,476
貯蔵品の増減額（は増加）	990	558
商品出資金の増減額（は増加）	936,662	2,343,585
未収入金の増減額（は増加）	14,534	16,385
敷金及び保証金の増減額（は増加）	40,000	-
その他の資産の増減額（は増加）	25,927	33,346
仕入債務の増減額（は減少）	20,916	12,759
前受金の増減額（は減少）	184,098	185,548
その他の負債の増減額（は減少）	87,457	10,398
小計	94,987	1,106,831
利息の受取額	13,951	17,928
利息の支払額	19,064	25,793
法人税等の支払額	78,548	564,753
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,326	1,679,449
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	21,840	8,537
子会社株式の取得による支出	19,044	47,486
敷金及び保証金の差入による支出	10,238	15,586
その他	11	194
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,134	71,415

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	500,000	3,637,800
長期借入金の返済による支出	186,758	31,211
社債の発行による収入	-	98,040
社債の償還による支出	-	10,000
株式の発行による収入	524,356	2,400
自己株式の取得による支出	-	280
配当金の支払額	10,560	153,307
シンジケートローン手数料の支払額	34,500	50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	207,461	3,493,442
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,491	789
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	248,761	1,743,365
現金及び現金同等物の期首残高	731,718	482,956
現金及び現金同等物の期末残高	482,956	2,226,322

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式及び関連会社株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。	貯蔵品 同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8～18年 車両運搬具 6年 工具、器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
7. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

項目	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 商品出資金の会計処理 当社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社（特別目的会社）が行うリース事業の組成時に、当社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 商品出資金の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は3,752千円減少し、税引前当期純利益は10,115千円減少しております。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	(損益計算書) 前事業年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。 なお、前事業年度における「受取手数料」の金額は、1,580千円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)																																				
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 39,107千円</p> <p>2 担保提供資産 関係会社株式12,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。 また、敷金及び保証金のうち40,000千円は、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託しております。</p> <p>3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか以下のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 売掛金</td> <td style="text-align: right;">658千円</td> </tr> <tr> <td> 未収入金</td> <td style="text-align: right;">51,954</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td style="text-align: right;">275,629千円</td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td style="text-align: right;">39,816</td> </tr> </table> <p>4 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成20年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>	流動資産		売掛金	658千円	未収入金	51,954	流動負債		前受金	275,629千円	前受収益	39,816	コミットメントラインの総額	1,500,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	1,500,000千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 62,487千円</p> <p>2 担保提供資産 関係会社株式16,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。 また、敷金及び保証金のうち40,000千円は、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託しております。</p> <p>3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか以下のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 売掛金</td> <td style="text-align: right;">853千円</td> </tr> <tr> <td> 未収入金</td> <td style="text-align: right;">68,248</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td style="text-align: right;">461,702千円</td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td style="text-align: right;">65,567</td> </tr> </table> <p>4 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,950,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,050,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>	流動資産		売掛金	853千円	未収入金	68,248	流動負債		前受金	461,702千円	前受収益	65,567	コミットメントラインの総額	3,000,000千円	借入実行残高	1,950,000千円	差引額	1,050,000千円
流動資産																																					
売掛金	658千円																																				
未収入金	51,954																																				
流動負債																																					
前受金	275,629千円																																				
前受収益	39,816																																				
コミットメントラインの総額	1,500,000千円																																				
借入実行残高	-千円																																				
差引額	1,500,000千円																																				
流動資産																																					
売掛金	853千円																																				
未収入金	68,248																																				
流動負債																																					
前受金	461,702千円																																				
前受収益	65,567																																				
コミットメントラインの総額	3,000,000千円																																				
借入実行残高	1,950,000千円																																				
差引額	1,050,000千円																																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年10月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月 1 日 至 平成23年 9 月30日)																																				
<p>1 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社への売上高 1,601,814千円</p> <p>2 販売費に属する費用のおおよその割合は47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は53%であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">給料及び手当</td><td style="text-align: right;">124,154千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">119,700</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td><td style="text-align: right;">65,348</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与</td><td style="text-align: right;">42,531</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td><td style="text-align: right;">42,156</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td><td style="text-align: right;">29,365</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">21,909</td></tr> </table> <p>4 減損損失</p> <p style="padding-left: 20px;">当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">場所</th> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県北佐久郡</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">当社は事業用資産については全社を1つとしてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。</p> <p style="padding-left: 20px;">当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産であり、時価が著しく下落した土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,328千円)として特別損失に計上しました。その内訳は土地2,328千円であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額により評価しております。</p>	給料及び手当	124,154千円	役員報酬	119,700	地代家賃	65,348	賞与	42,531	支払報酬	42,156	法定福利費	29,365	減価償却費	21,909	場所	用途	種類	長野県北佐久郡	遊休資産	土地	<p>1 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社への売上高 1,897,542千円</p> <p>2 販売費に属する費用のおおよその割合は47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は53%であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">給料及び手当</td><td style="text-align: right;">163,461千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">118,150</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td><td style="text-align: right;">88,290</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td><td style="text-align: right;">44,759</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">42,589</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td><td style="text-align: right;">40,030</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与</td><td style="text-align: right;">24,452</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">21,677</td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産除却損127千円は工具、器具及び備品の除却によるものであります。</p>	給料及び手当	163,461千円	役員報酬	118,150	地代家賃	88,290	支払報酬	44,759	賞与引当金繰入額	42,589	法定福利費	40,030	賞与	24,452	減価償却費	21,677
給料及び手当	124,154千円																																				
役員報酬	119,700																																				
地代家賃	65,348																																				
賞与	42,531																																				
支払報酬	42,156																																				
法定福利費	29,365																																				
減価償却費	21,909																																				
場所	用途	種類																																			
長野県北佐久郡	遊休資産	土地																																			
給料及び手当	163,461千円																																				
役員報酬	118,150																																				
地代家賃	88,290																																				
支払報酬	44,759																																				
賞与引当金繰入額	42,589																																				
法定福利費	40,030																																				
賞与	24,452																																				
減価償却費	21,677																																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,056	1,230,244	-	1,231,300
合計	1,056	1,230,244	-	1,231,300
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,230,244株は、株式分割(1:1,000)による増加1,054,944株、株式上場に伴う公募増資による増加150,000株、オーバーアロットメントによる株式売出しに関連した第三者割当増資による増加25,300株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の当事業年度末残高 - 千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年12月24日 定時株主総会	普通株式	10,560	10,000	平成21年9月30日	平成21年12月25日

(注) 平成21年12月26日付で株式分割(1:1,000)を実施しておりますが、1株当たり配当額には、株式分割による影響は反映しておりません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	153,912	利益剰余金	125	平成22年9月30日	平成22年12月24日

(注) 1株当たり配当額には、株式上場に伴う記念配当30円が含まれております。

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注1）	1,231,300	1,239,300	-	2,470,600
合計	1,231,300	1,239,300	-	2,470,600
自己株式				
普通株式（注2）	-	216	-	216
合計	-	216	-	216

（注）1. 普通株式の発行済株式の増加1,239,300株は、株式分割（1：2）による増加1,231,300株、新株予約権の権利行使による増加8,000株であります。

2. 自己株式の増加216株は、単元未満株式の買取による増加108株、株式分割（1：2）による増加108株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当事業年度末残高 - 千円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	153,912	125	平成22年9月30日	平成22年12月24日

（注）1株当たり配当額には、株式上場に伴う記念配当30円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	172,926	利益剰余金	70	平成23年9月30日	平成23年12月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 482,956	現金及び預金勘定 2,226,322
現金及び現金同等物 482,956	現金及び現金同等物 2,226,322

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料
1年以内 55,622千円	1年以内 24,775千円
1年超 18,540千円	1年超 - 千円
合計 74,163千円	合計 24,775千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、当社子会社(SPC)において、オペレーティング・リース事業を行い、当社はそのリース事業のアレンジメントを行う、タックス・リース・アレンジメント事業を遂行しております。

当社子会社(SPC)において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。当社は、その立替取得した権利を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行っていきます。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金による他、主に取引銀行3行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。借入は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。なお、当事業年度末においては、コミットメントライン契約に基づく借入金の実行残高はありません。

当社が、当該匿名組合契約に基づく権利を、米ドル建てで取得し、投資家に円建てで地位譲渡する場合には、投資家への譲渡価格は、リース組成時の為替レートの水準により決定しております。

そのため、投資家への地位譲渡を行うまでに、為替相場が急激に円高傾向になる等の事由により、当該匿名組合契約に基づく権利の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該匿名組合契約に基づく権利を計上している「商品出資金」について評価損または譲渡損を計上することになります。当社はこのような状況が予想される場合に、将来の損失を回避するため、通貨関連の為替予約取引等のデリバティブ取引を行う場合があります。なお、当事業年度においては、デリバティブ取引の利用はありません。また、当社は、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

事業遂行に必要なその他の資金についても、自己資金による他、金融機関からの借入によっております。借入の返済期限につきましては、最長で事業年度末後3年以内となっております。

なお、一時的な余資については、主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品出資金の内容については(1)に記載のとおりです。リスクは、主として為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等については、1年以内の支払期日で、流動性リスクに晒されております。

借入金については、流動性リスクに晒されているほか、金利は市場金利をベースとした変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引を行う場合、通貨関連の為替予約取引等になるため、主として為替変動リスク、信用リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクについて

デリバティブ取引を行う場合には、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定します。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）について

商品出資金の為替リスクにつきましては、担当部署で、為替の変動状況を予測し、必要に応じて、為替予約等のデリバティブ取引を実施することで、為替リスクを減殺します。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替管理規程及びその他内規に従い、取締役会の決裁を得て実行する他、月次の取引実績を取締役に報告することとしております。

借入金の金利変動リスクは、財務部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）について

各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	482,956	482,956	
(2) 商品出資金	1,405,662	1,405,662	
資産計	1,888,619	1,888,619	
(1) 未払法人税等	374,978	374,978	
(2) 長期借入金()	42,249	42,249	
負債計	417,227	417,227	

() 1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期的に市場金利が反映されており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	44,453
関係会社出資金	42,059

上記は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、関係会社株式及び関係会社出資金は、子会社（非上場）に係るものであります。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	482,956			
合計	482,956			

() 償還期限のないものは含めておりません。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を行い、当社はそのリース事業のアレンジメントを行う、タックス・リース・アレンジメント事業を遂行しております。

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。当社は、その立替取得した権利を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行っていきます。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金による他、主に取引銀行5行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。借入は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。なお、当事業年度末においては、コミットメントライン契約に基づく借入金の実行残高は1,950,000千円であります。

当社が、当該匿名組合契約に基づく権利を、外貨建てで取得し、投資家に円建てで地位譲渡する場合には、投資家への譲渡価格は、リース組成時の為替レートの水準により決定しております。

そのため、投資家への地位譲渡を行うまでに、為替相場が急激に円高傾向になる等の事由により、当該匿名組合契約に基づく権利の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該匿名組合契約に基づく権利を計上している「商品出資金」について評価損または譲渡損を計上することになります。当社はこのような状況が予想される場合に、将来の損失を回避するため、通貨関連の為替予約取引等のデリバティブ取引を行う場合があります。また、その他、将来の為替リスク等を低減するために、デリバティブ取引を行う場合があります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。当事業年度においては、デリバティブ取引の利用はありません。事業遂行に必要なその他の資金についても、自己資金による他、金融機関からの借入等によっております。借入の返済期限につきましては、最長で事業年度末後2年以内となっております。

なお、一時的な余資については、主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品出資金の内容については（1）に記載のとおりです。リスクは、主として為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等については、1年以内の支払期日で、流動性リスクに晒されております。

借入金については、流動性リスクに晒されているほか、金利は市場金利をベースとした変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引を行う場合、通貨関連の為替予約取引等になるため、主として為替変動リスク、信用リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクについて

デリバティブ取引を行う場合には、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定します。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）について

商品出資金の為替リスクにつきましては、担当部署で、為替の変動状況を予測し、必要に応じて、為替予約等のデリバティブ取引を実施することで、為替リスクを減殺します。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替管理規程及びその他内規に従い、取締役会の決裁を得て実行する他、月次の取引実績を取締役に報告することとしております。

借入金の金利変動リスクは、財務部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）について

各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（(注)2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,226,322	2,226,322	
(2) 商品出資金	3,749,247	3,749,247	
資産計	5,975,570	5,975,570	
(1) 短期借入金	3,637,800	3,637,800	
(2) 未払法人税等	229,472	229,472	
(3) 長期借入金()	11,038	11,038	
負債計	3,878,310	3,878,310	

() 1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期的に市場金利が反映されており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	90,643
関係会社出資金	42,059

上記は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、関係会社株式及び関係会社出資金は、子会社(非上場)に係るものであります。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,226,322			
合計	2,226,322			

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額:子会社株式44,453千円、関連会社株式-千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額:子会社株式90,643千円、関連会社株式-千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

当社は、平成21年12月26日付で、株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 当社取引先 31名	当社取締役 2名 その他個人 1名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式145,000株	普通株式40,000株	普通株式22,000株
付与日	平成20年9月30日	平成20年9月30日	平成21年9月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間(注2)	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 上記のストック・オプションすべてに行使条件が付されております。詳細は「第4提出会社の状況1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	63,000	20,000	22,000
付与			
失効	1,000		3,000
権利確定		20,000	
未確定残	62,000		19,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末			
権利確定		20,000	
権利行使			
失効			
未行使残		20,000	

単価情報

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	600	600	600
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な 評価単価 (円)			

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単位が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

3. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

212,100千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 財務諸表への影響額

財務諸表への影響はありません。

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、以下の株式分割を行っておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、これらの株式分割を反映した数値を記載しております。

- ・平成21年12月26日付での株式1株につき1,000株の株式分割
- ・平成23年4月1日付での株式1株につき2株の株式分割

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 当社取引先 31名	当社取締役 2名 その他個人 1名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式290,000株	普通株式80,000株	普通株式44,000株
付与日	平成20年9月30日	平成20年9月30日	平成21年9月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
前事業年度末	124,000		38,000
付与			
失効			8,000
権利確定	124,000		
未確定残			30,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末		40,000	
権利確定	124,000		
権利行使	8,000		
失効	40,000	20,000	
未行使残	76,000	20,000	

単価情報

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	300	300	300
行使時平均株価 (円)	2,007		
付与日における公正な 評価単価 (円)			

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単位が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

3. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

205,380千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

13,656千円

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 財務諸表への影響額

財務諸表への影響はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">27,508千円</td> </tr> <tr> <td>売上高加算額</td> <td style="text-align: right;">64,108</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">18,021</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">2,034</td> </tr> <tr> <td>関係会社出資金等評価損</td> <td style="text-align: right;">4,332</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,174</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">120,181</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">6,367</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">113,813</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>売上原価認容額</td> <td style="text-align: right;">2,232</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,232</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">111,580</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	27,508千円	売上高加算額	64,108	減損損失	18,021	出資金評価損	2,034	関係会社出資金等評価損	4,332	その他	4,174	繰延税金資産小計	120,181	評価性引当額	6,367	繰延税金資産合計	113,813	繰延税金負債		売上原価認容額	2,232	繰延税金負債合計	2,232	繰延税金資産の純額	111,580	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">17,213千円</td> </tr> <tr> <td>売上高加算額</td> <td style="text-align: right;">75,184</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">18,021</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">17,329</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">8,443</td> </tr> <tr> <td>関係会社出資金等評価損</td> <td style="text-align: right;">4,860</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">2,034</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">7,129</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">150,216</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">6,894</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">143,321</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>売上原価認容額</td> <td style="text-align: right;">7,914</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,327</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">12,241</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">131,080</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	17,213千円	売上高加算額	75,184	減損損失	18,021	賞与引当金	17,329	資産除去債務	8,443	関係会社出資金等評価損	4,860	出資金評価損	2,034	その他	7,129	繰延税金資産小計	150,216	評価性引当額	6,894	繰延税金資産合計	143,321	繰延税金負債		売上原価認容額	7,914	その他	4,327	繰延税金負債合計	12,241	繰延税金資産の純額	131,080
繰延税金資産																																																															
未払事業税	27,508千円																																																														
売上高加算額	64,108																																																														
減損損失	18,021																																																														
出資金評価損	2,034																																																														
関係会社出資金等評価損	4,332																																																														
その他	4,174																																																														
繰延税金資産小計	120,181																																																														
評価性引当額	6,367																																																														
繰延税金資産合計	113,813																																																														
繰延税金負債																																																															
売上原価認容額	2,232																																																														
繰延税金負債合計	2,232																																																														
繰延税金資産の純額	111,580																																																														
繰延税金資産																																																															
未払事業税	17,213千円																																																														
売上高加算額	75,184																																																														
減損損失	18,021																																																														
賞与引当金	17,329																																																														
資産除去債務	8,443																																																														
関係会社出資金等評価損	4,860																																																														
出資金評価損	2,034																																																														
その他	7,129																																																														
繰延税金資産小計	150,216																																																														
評価性引当額	6,894																																																														
繰延税金資産合計	143,321																																																														
繰延税金負債																																																															
売上原価認容額	7,914																																																														
その他	4,327																																																														
繰延税金負債合計	12,241																																																														
繰延税金資産の純額	131,080																																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。</p>																																																														
<p>3. 当事業年度から外形標準課税制度を適用したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を、前事業年度の42.1%から40.7%に変更しております。</p> <p>なお、当該税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の額が3,729千円減少し、法人税等調整額が3,729千円増加しております。</p>	<p>4. 決算日後の法人税等の税率変更</p> <p>平成23年12月2日付で「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が従来の40.7%から、復興特別法人税適用期間は38.0%、同期間終了後は35.6%に変更となります。</p> <p>なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。</p>																																																														

(持分法損益等)

前事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(平成23年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

本社オフィス及び各営業拠点の定期建物賃貸借契約及び建物賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務等を対象としております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社は、現在のところ、本社及び各営業拠点を移転させる予定はなく、賃貸借契約を継続させることを意図しておりますが、取得時から退去時までの使用見込期間を合理的に見積もったうえで、資産除去債務を算定しております。資産除去債務の算定にあたり、使用見込期間は10年から15年、割引率は0.9%から1.4%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	20,542千円
時の経過による調整額	207
期末残高	20,749

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業に加え、その他事業(銀行代理業、保険仲立人業、M & A 仲介業、金融商品仲介業)を遂行しておりますが、最高意思決定機関である取締役会において、業績の評価は、事業セグメントに区分せず、単一の事業として行っております。

これは、いずれの事業も販売先に重要な差異はなく、共通の販売体制によっていること、また管理体制についても共通の部署が担当していることから、業績の評価を事業セグメントに区分する重要性が乏しく、自社の組織構造において事業セグメントに区分していないためです。

そのため、報告セグメントについても単一のセグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一セグメントとなりますので、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

報告セグメントが単一セグメントとなりますので、記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

報告セグメントが単一セグメントとなりますので、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高
(株)C L I P 第51号	495,301千円

(注) 関連するセグメント名については、当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)CLIP 第30号	東京都 千代田区	4,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	252,165	未収入金 (注2)	60
									前受収益	1,134
子会社	(株)CLIP 第31号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	76,119	未収入金 (注2)	3,859
									前受収益	1,134
子会社	(株)CLIP 第32号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	161,639	未収入金 (注2)	8,150
									前受収益	1,449
子会社	(株)CLIP 第33号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	92,315	未収入金 (注2)	4,684
									前受収益	1,449
子会社	(株)CLIP 第34号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	80	未収入金 (注2)	6,290
									前受金	126,931
									前受収益	1,449
子会社	(株)CLIP 第35号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	80	未収入金 (注2)	7,356
									前受金	148,697
									前受収益	1,449
子会社	(株)SHIP 第4号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	90,530	未収入金 (注2)	115
									前受収益	2,226
子会社	(株)SHIP 第5号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	57,098	未収入金 (注2)	119
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第6号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	116,376	未収入金 (注2)	116
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第7号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	301,206	未収入金 (注2)	115
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第8号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	57,098	未収入金 (注2)	118
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第9号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	241,563	未収入金 (注2)	12,196
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第10号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	51,024	未収入金 (注2)	2,669
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第11号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	40,283	未収入金 (注2)	2,132
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第12号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	59,473	未収入金 (注2)	3,091
									前受収益	2,478

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となるリース事業を賃貸人として行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。
2. 未収入金は、当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)CLIP 第34号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	124,580	未収入金 (注2)	6,290
									前受収益	1,197
子会社	(株)CLIP 第35号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	145,906	未収入金 (注2)	63
									前受収益	1,197
子会社	(株)CLIP 第40号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	20,281	未収入金 (注2)	2,858
									前受金	36,599
									前受収益	1,449
子会社	(株)CLIP 第41号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	8,782	未収入金 (注2)	1,615
									前受金	22,844
									前受収益	1,464
子会社	(株)CLIP 第42号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	132,422	未収入金 (注2)	6,681
									前受収益	1,275
子会社	(株)CLIP 第43号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	112,336	未収入金 (注2)	5,677
									前受収益	1,275
子会社	(株)CLIP 第44号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	60	未収入金 (注2)	5,710
									前受金	115,457
									前受収益	1,275
子会社	(株)CLIP 第50号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	54,342	未収入金 (注2)	2,768
									前受収益	1,071
子会社	(株)CLIP 第51号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	495,301	未収入金 (注2)	64
									売掛金	200
									前受収益	1,039
子会社	(株)CLIP 第53号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	157,921	未収入金 (注2)	8,569
									売掛金	50
									前受収益	1,449
子会社	(株)SHIP 第13号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	80,259	未収入金 (注2)	89
									前受収益	1,716
子会社	(株)SHIP 第14号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	134,855	未収入金 (注2)	88
									前受収益	1,716

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)SHIP 第15号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	52,633	未収入金 (注2)	51
									前受収益	1,716
子会社	(株)SHIP 第16号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	38,332	未収入金 (注2)	86
									前受収益	1,716
子会社	(株)SHIP 第17号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	65,336	未収入金 (注2)	85
									前受収益	1,701
子会社	(株)SHIP 第18号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	55,771	未収入金 (注2)	87
									前受収益	1,701
子会社	(株)SHIP 第19号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	56,522	未収入金 (注2)	86
									前受収益	1,701
子会社	(株)SHIP 第20号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	24,024	未収入金 (注2)	4,180
									前受金	59,835
									前受収益	1,275
子会社	(株)SHIP 第21号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	14,773	未収入金 (注2)	3,600
									前受金	57,790
									前受収益	1,323
子会社	(株)ALIP 第1号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	93,069	未収入金 (注2)	5,752
									前受収益	2,142
子会社	(株)ALIP 第2号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	22,392	未収入金 (注2)	5,751
									前受金	73,055
									前受収益	2,142
子会社	(株)ALIP 第3号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	90	未収入金 (注2)	5,751
									前受金	96,118
									前受収益	2,142

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となるリース事業を賃貸人として行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。
2. 未収入金は、当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)		当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,261.40円	1株当たり純資産額	792.93円
1株当たり当期純利益金額	416.95円	1株当たり当期純利益金額	226.37円
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額	387.38円	潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額	215.14円
<p>当社は、平成22年9月7日付で株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。</p> <p>当社は、平成21年12月26日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>		<p>当社は、平成23年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>	
1株当たり純資産額	555.72円	1株当たり純資産額	630.70円
1株当たり当期純利益金額	99.95円	1株当たり当期純利益金額	208.48円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額</p>	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,553,165	1,958,833
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,553,165	1,958,833
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,231,300	2,470,384

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	444,674	557,459
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	444,674	557,459
期中平均株式数(株)	1,066,482	2,462,645
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	81,426	128,452
(うち新株予約権)	(81,426)	(128,452)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
<p>(コミットメントライン契約の締結)</p> <p>当社は、平成21年10月30日付にて、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を締結しておりましたが、同契約が平成22年10月29日に期間満了により終了することに伴い、新たに平成22年10月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を締結いたしました。新たに締結したコミットメントライン契約の概要は以下のとおりです。</p>		<p>(コミットメントライン契約の締結)</p> <p>当社は、平成22年10月29日付にて、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を締結しておりましたが、同契約が平成23年10月28日に期間満了により終了することに伴い、新たに平成23年10月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を締結いたしました。新たに締結したコミットメントライン契約の概要は以下のとおりです。</p>	
資金の用途	事業資金	資金の用途	事業資金
貸付人	株式会社三井住友銀行 中央三井信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 株式会社東京都民銀行 株式会社東日本銀行	貸付人	株式会社三井住友銀行 中央三井信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 株式会社東京都民銀行 株式会社東日本銀行 株式会社西京銀行 株式会社高知銀行
エージェント	株式会社三井住友銀行	エージェント	株式会社三井住友銀行
契約形態	シンジケーション方式の コミットメントライン	契約形態	シンジケーション方式の コミットメントライン
設定した資金調達枠	総額30億円	設定した資金調達枠	総額44.5億円
契約締結日	平成22年10月29日	契約締結日	平成23年10月26日
借入利率	短期プライムレート	借入利率	短期プライムレート
コミットメント期間	平成22年11月1日 ～平成23年10月28日	コミットメント期間	平成23年10月31日 ～平成24年10月30日
担保提供資産	無担保	担保提供資産	無担保
財務制限条項	<p>本契約には以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>	財務制限条項	<p>本契約には以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成22年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>

<p>前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)</p>								
	<p>(株式の分割)</p> <p>当社は、投資単位当たりの金額を引き下げることで株式の流動性を高め、投資家にとって、より投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図るため、平成23年10月11日開催の取締役会決議に基づき、平成23年11月1日付で株式分割を行いました。</p> <p>(1) 株式分割の方法 平成23年10月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割する。</p> <p>(2) 分割により増加する株式数 株式分割前の当社発行済株式総数 2,470,600株 今回の分割により増加する株式数 4,941,200株 株式分割後の当社発行済株式総数 7,411,800株 株式分割後の発行可能株式総数 24,000,000株</p> <p>(3) 株式分割の日程 基準日 平成23年10月31日 効力発生日 平成23年11月1日</p> <p>(4) その他 当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報及び当事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の当事業年度の1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。なお、以下の各数値には、本件による株式分割(1:3)の他、平成23年4月1日付で実施した株式分割(1:2)についても反映しております。</p> <table border="1" data-bbox="826 1196 1396 1476"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 210.23円</td> <td>1株当たり純資産額 264.31円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益 69.49円</td> <td>1株当たり当期純利益 75.46円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 64.56円</td> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 71.71円</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 210.23円	1株当たり純資産額 264.31円	1株当たり当期純利益 69.49円	1株当たり当期純利益 75.46円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 64.56円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 71.71円
前事業年度	当事業年度								
1株当たり純資産額 210.23円	1株当たり純資産額 264.31円								
1株当たり当期純利益 69.49円	1株当たり当期純利益 75.46円								
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 64.56円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 71.71円								

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	42,122	21,778	-	63,900	28,771	10,077	35,129
車両運搬具	3,497	-	-	3,497	2,359	814	1,138
工具、器具及び備品	50,183	6,502	3,018	53,667	31,356	9,295	22,310
土地	35,927	-	-	35,927	-	-	35,927
有形固定資産計	131,730	28,280	3,018	156,992	62,487	20,187	94,505
無形固定資産							
ソフトウェア	7,448	-	-	7,448	5,586	1,489	1,862
電話加入権	47	-	-	47	-	-	47
無形固定資産計	7,496	-	-	7,496	5,586	1,489	1,909

(注) 建物附属設備の「当期増加額」には、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う計上額20,262千円が含まれております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債(銀行保証付私募債)	平成年月日 23.3.31	-	90,000 (20,000)	0.8%	なし	平成年月日 28.3.31
合計	-	-	90,000 (20,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	20,000	20,000	20,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	3,637,800	1.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	28,180	10,164	2.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,069	874	2.0	平成24年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	42,249	3,648,838	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	874	-	-	-

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	-	42,589	-	-	42,589

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	2,176,322
定期預金	50,000
小計	2,226,322
合計	2,226,322

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
CMA CGM S.A.	6,264
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	3,149
東京海上日動あんしん生命保険(株)	2,699
マスマチュアル生命保険(株)	2,310
アイエヌジー生命保険(株)	1,054
その他	3,561
合計	19,040

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					365
2,564	91,617	75,140	19,040	79.8	43

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

区分	金額(千円)
営業用貯蔵品	910
その他	638
合計	1,548

二．商品出資金

相手先	金額(千円)
(株)ALIP第3号	791,869
(株)CLIP第44号	629,144
(株)ALIP第2号	601,869
(株)CLIP第40号	549,720
(株)SHIP第21号	456,000
(株)SHIP第20号	365,386
(株)CLIP第41号	355,255
合計	3,749,247

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
西村あさひ法律事務所	2,625
(株)フィナンシャル・プランニング	2,310
(有)島津会	1,262
篠原・植田税理士法人	1,260
(有)アイピーオー	882
その他	5,365
合計	13,704

ロ．短期借入金

区分	金額(千円)
(株)三井住友銀行	975,000
中央三井信託銀行(株)	650,000
(株)みずほ銀行	575,000
(株)商工組合中央金庫	392,500
(株)りそな銀行	260,000
その他	785,300
合計	3,637,800

八．前受金

相手先	金額(千円)
(株)CLIP第44号	115,457
(株)ALIP第3号	96,118
(株)ALIP第2号	73,055
(株)SHIP第20号	59,835
(株)SHIP第21号	57,790
その他	59,553
合計	461,812

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第2四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	第3四半期 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	第4四半期 自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
売上高(千円)	712,148	553,306	207,060	519,954
税引前四半期純利益金額 (千円)	366,504	340,178	3,719	249,803
四半期純利益金額または四半期 純損失金額()(千円)	208,650	207,676	1,641	142,774
1株当たり四半期純利益金額ま たは1株当たり四半期純損失金 額()(円)	169.46 (84.73)	168.68 (84.34)	0.67	57.96

(注) 1株当たり四半期純利益金額の()の数値は、平成23年4月1日付で実施した株式分割(1:2)に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値であります。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目3番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目3番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所 買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL : http://www.fpg.jp/index.php
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）

平成22年12月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及び確認書

平成22年12月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

平成23年2月14日関東財務局長に提出。

（第10期第2四半期）（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

平成23年5月12日関東財務局長に提出。

（第10期第3四半期）（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

平成23年8月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成23年12月26日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 康雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年10月29日にコミットメントライン契約を締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 F P G の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 F P G が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月22日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 伸太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 F P G の平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 F P G が平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。